

# 平成21年第2回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成21年3月25日（水曜日）

## 議事日程（第7号）

平成21年3月25日（水）午後2時00分開議

### 第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第5号まで、議案第27号から議案第35号まで、議案第51号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第72号、議案第79号、議案第80号、議案第83号から議案第86号まで、議案第94号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第6号から議案第14号まで、議案第36号から議案第41号まで、議案第58号、議案第73号から議案第76号まで、議案第81号、議案第82号、議案第87号、請願第4号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第19号から議案第26号まで、議案第42号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号、議案第60号、議案第77号、議案第78号、議案第88号、請願第1号、継続審査中の平成20年陳情第3号、陳情第1号

### 第2 行財政改革特別委員会最終報告

### 第3 発議案第1号

### 第4 行財政改革特別委員会委員の選任

### 第5 発議案第2号

### 第6 発議案第3号

### 第7 発議案第4号

### 第8 発議案第5号

### 第9 議案第89号

### 第10 議案第90号

### 第11 議案第91号

### 第12 議案第92号

### 第13 議案第93号

### 第14 委員会の閉会中の継続審査の件

### 第15 議員の派遣

## 本日の会議に付した事件

### 追加日程 緊急質問

#### 日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第5号まで、議案第27号から議案第35号まで、議案第51号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第72号、議案第79号、議案第

80号、議案第83号から議案第86号まで、議案第94号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第6号から議案第14号まで、議案第36号から議案第41号まで、議案第58号、議案第73号から議案第76号まで、議案第81号、議案第82号、議案第87号、請願第4号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第19号から議案第26号まで、議案第42号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号、議案第60号、議案第77号、議案第78号、議案第88号、請願第1号、継続審査中の平成20年陳情第3号、陳情第1号

- 日程第 2 行財政改革特別委員会最終報告
- 日程第 3 発議案第1号
- 日程第 4 行財政改革特別委員会委員の選任
- 日程第 5 発議案第2号
- 日程第 6 発議案第3号
- 日程第 7 発議案第4号
- 日程第 8 発議案第5号
- 日程第 9 議案第89号
- 日程第10 議案第90号
- 日程第11 議案第91号
- 日程第12 議案第92号
- 日程第13 議案第93号
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第15 議員の派遣

---

出席議員 (28名)

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬擁	君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君
19番	金光英晴	君	20番	猪股文彦	君
21番	川上龍一	君	22番	本間千佳子	君

23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	親松東一君
副市長	甲斐元也君	会計管理者	本間道子君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	福祉保健長	鹿野義廣君
産業観光部長	佐々木正雄君	建設部長	田畑孝雄君
総務部長 (総務課長)	本間進治君	企画財政部長 (財政課長)	山本充彦君
市民環境部長 (下共・環境課長)	木下良則君	福祉保健部長 (社会福祉課長)	樋口賢二君
産業観光部長 (農業振興課長)	金子晴夫君	建設部長 (建設課長)	渡邊正人君
教育長	渡邊剛忠君	教育次長	藤井武雄君
消防長	加藤貴一君	監査委員 局長	菊地賢一君
選挙管理委員会 事務局長	藤井雄一君	農業委員会 事務局長	藤井與嗣明君
企画財政部 契約検査長	安藤理策君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午後 2時00分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長（竹内道廣君） ここで議長として一言申し上げます。

去る3月19日の総務文教常任委員会の委員会審査中に、近藤和義君が執行部に対し眼鏡を投げるという事態が発生いたしました。それを受け、私は議長として加賀副議長とともに近藤和義君を議長室に召喚し、近藤君の行為は議会の品位を損なうものであるとして嚴重に注意をいたしました。議員諸氏におかれては、議会内外を問わず議会の品位をおとしめることのないように、行動には十分注意されるように厳命いたします。よろしくお願いをいたします。

---

#### 議会運営委員長の報告

○議長（竹内道廣君） 次に、本日の議事日程について議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

○議会運営委員長（金光英晴君） 日程の追加についてご報告いたします。

本日猪股議員から下水道工事の入札に絡む談合情報に関する緊急質問が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについて協議した結果、緊急性ありと認め、本日の冒頭、日程に追加し、発言させるべきと決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

---

#### 追加日程 緊急質問

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

下水道工事の入札に絡む談合情報の件について、猪股文彦君から緊急質問の通告があります。猪股文彦君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、猪股文彦君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、直ちに発言を許すことに決しました。猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

〔20番 猪股文彦君登壇〕

○20番（猪股文彦君） 今ほど金光議運の委員長からご報告いただきましたように、昨日の入札問題について緊急質問をさせていただきます。

昨日の入札で、中止や延期が8件もあったと聞いております。そのうち、下水道工事に絡む談合情報で

5件が延期になったと報道されております。これは、まことに異常な事態であります。その内容について、8件の内容について説明を求めるものであります。市長は、施政方針演説で100年に1度の不況だと、このように冒頭述べております。とすれば、このような工事は一日も早く発注し、完成し、景気回復に処するよう望まれるところであります。しかしながら、今のようなことでは工事はだんだん遅れます。この異常な事態については、行政側にも一定の責任があると考えます。詳しい説明を求めるものであります。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） ただいまの猪股議員の質問にお答えします。

24日の報道の談合情報によって、確かに入札延期がございます。この事実についての詳細を担当者に説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

24日入札予定の工事につきまして、一部の工事につき、入札が中止もしくは延期されたということがございます。具体的には前日に某新聞社から情報が担当課にあり、入札について既に業者が決まっているという情報がございました。それにつきまして、庁内で調査委員会を開催する等検討した結果、やはりきちっと調査を行う必要があるということで入札を中止させていただいたということになっております。具体的な内容につきましては、下水道工事につきまして3件中止させていただいております。その他道路建設工事、それから消防関係のネットワーク工事につきまして……済みません、道路関係の工事について談合情報により中止ということがございます。それで、下水道関連工事については4件、それから道路関係工事については1件を談合情報により中止させていただいておるという次第でございます。その他につきましては、入札参加者が不足ということで中止させていただいたのが数件、2件ほどございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 事実関係はわかりました。そのネットワーク情報というところがあいまいな説明でよくわからないのですが、その他3件ということは全部で8件ということになるのかどうかわかりません。

そこで、齋藤部長にお聞きいたしますけれども、この原因はどこどこにあるのか。今の段階での部長の考え方を示してもらいたい。

もう一つは、談合情報以外にも3件入札の延期があった。これは、今議会において産経委員会でも取り上げられた白雲台の建設工事であります。そもそも昨年度にトイレ及び休憩室を建てて、本年度からの観光に供する重要な仕事であったにもかかわらず、今部長がおっしゃったように入札辞退者が出たと。そして、繰越明許になっているにもかかわらず、今回また同じ事態が起きた。これは、行政側の積算その他における責任があるのではないか。こういうふうは無駄ばかり時間を使っていて入札ができない、またこと

し一番大事なルートの白雲台のトイレやその他が使えない、こんなことで観光が伸びるはずがない、このように思いますが、この原因はどこにあるのか。

そして、下水道の入札に戻りますけれども、今入札のあり方は予定価格を公表していると、そうすれば談合しようが入札しようが、そこから何%カットすればいい、まじめに見積もりをして適切な価格で一生懸命やっとうとうという業者でなくてもだれでもとれるというふうな仕組みになっている。今国や県は、この方式を変えようとしている、それなのに佐渡市はそれにこだわっている。それは、あなた方役所の職員が透明性を図るという建前で自分たちの仕事から逃げているというふうにしかな受け取られません。そうすれば、このようなことは簡単に起きると。とうとうと思えば最初から見積もりをしなければできない、見積もりをしなくても入札に参加できるようなこの仕組みは改めるべきだ、そのように思いますが、この2つの入札のあり方の中の延期された原因、今の段階で齋藤部長はどこにあるとお考えかお答え願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

下水道工事等のものにつきましては、原因についてはちょっとわからないというのが正直なところでございまして、現在指名業者をお呼びしてヒアリングを行っているというところでございます。その中で事実関係等が把握されるものだというふうに考えております。

それから、工事の入札の延期につきましては、辞退した業者からの理由によりますと、あの予定された価格ではなかなか応じられないというふうな意見があったというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 3回目の質問を許します。

○20番（猪股文彦君） 今公共工事とはどういうことなのかということを行行政側も業者の側も忘れておるのではないかと思います。そもそも税金を使って橋や道や川をつくってもらうということは、その地域あるいは観光客に供するために便利で、そしてその意味においていい生活ができるために税金を投入して、立派な工事を適切な価格で早く完成してもらいたいというのが本旨だ。ところが、行政側はただ安くすればいいと、そういう積算で入札にかけるからこんな事態が起きている。また、業者の側も、市長、よくお聞きしていただきたいのですが、不況ですから、できてもできなくても何でも入札、落札したいと、こういう気持ちでいろんなことが起きているのが今の佐渡市の状態、いや、日本全国かもわかりません。しかし、これは本旨、本元に返って公共事業とはどうあるべきものなのか、どういう形で離島という佐渡ではどういう単価で発注すれば、あるいは大工さんや道路の整理する人たちの単価は幾らなのか、海上運賃はどのくらいが適当なのか、そういうことをきちっとしなければ業者の側としても大変だ。それは経費の中に含まれているどんぶり勘定でやればいいのか、予算はこれだけしかないのだから、これで発注する、こういうふうなことであるから、予定価格を公表して、あとは好きなように落札してください、そうすればおのずと今のような新聞情報のようなことが起きてくるのではないかと。まじめにやった業者がまじめな価格で落札できるようにきちんとした制度をつくるべきだと私は思うのですが、この4月から部長のほうでこれを入札のあり方自体をどう改めていくのか。

それから、もう一つ、部長のほうで後半で答弁された白雲台の件についても辞退をしているということ自体が問題だと、既に今議会の産業経済委員会で大きな問題になったわけです、昨年からそのことが。それにもかかわらず、何ら手当てをしないで入札をするから、できないものはできない、損してまでやれるわけではないと思います。私は、工事の詳しい内容はわかりません。しかし、結果がそう出ている。この結果について、行政は大きな責任があると思う。しかも、観光がマイナスになって不況だということに私どもは関係ありません、だめでしたで済まされないのですよ。皆さんは、毎月毎月きちんと落札しようがしまいが給料はちゃんちゃんもらっているのだ。しかし、今佐渡市の状況はそうは回っていない。この事態について市長、どのような責任をお感じになって、これをどういう方向に指導していかれるか、それから部長については、このことを踏まえて新しくまじめな人がまじめな価格で落札して、市民によかったと思われる公の工事を完成させるためにどうするか、この2つについてそれぞれご答弁願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 部長から今佐渡市の公共工事、入札契約事務監視委員会設置の説明がありました。それらを通じてあり方をこれから検討していくわけでありますが、確かに非常に景気も悪くなって、たたき台だけでいいものができるか、つまり公共工事の本質のあり方を問われたわけでありますので、これにつきましては、この委員会を通じて真剣に検討していただくということにさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

今市長からご答弁ありましたように、佐渡市に公共工事等入札契約事務監視委員会というものございまして、これは弁護士、それから司法書士等の外部の有識者から成る委員会がございまして、それが実はあした早速開くことになりまして、そこでその予定価格の事前公表も含めたあり方、いろんな点含めて、そこで一度事務局から投げかけて、外部の立場から議論を一度いただくということに早速させていただいておりますので、それを踏まえてあるべき方向性をしっかり見出ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（猪股文彦君） ありがとうございます。

○議長（竹内道廣君） これで緊急質問を終わります。

---

#### 日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第5号まで、議案第27号から議案第35号まで、議案第51号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第72号、議案第79号、議案第80号、議案第83号から議案第86号まで、議案第94号

#### （市民厚生常任委員会付託案件）

議案第6号から議案第14号まで、議案第36号から議案第41号まで、議案第58号、議案第73号から議案第76号まで、議案第81号、議案第

82号、議案第87号、請願第4号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第19号から議案第26号まで、議案第42号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号、議案第60号、議案第77号、議案第78号、議案第88号、請願第1号、継続審査中の平成20年陳情第3号、陳情第1号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第1号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、平成20年人事院勧告等による法律の一部が改正されたことなどに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、人事院勧告に準ずるものとして、一般職の1日の勤務時間を7時間45分に、また医師の人材確保を図るため、初任給調整手当の支給限度月額を41万900円に、国の施策による介護従事者の処遇改善に対応するものとして、介護職員の夜間勤務による特殊勤務手当の額を引き上げるため改正するものであります。審査の結果、一般職の勤務時間短縮については、民間の経済状況や時間外手当の単価引き上げによる人件費の増大、行政サービスの後退などの可能性が大きく、時期尚早であり、市民の理解が得られないと思料することから、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第2号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、佐渡市支所及び出張所設置条例の一部が改正され、平成21年4月1日に施行されることに伴い、支所及び出張所に関する規定の文言整理のため、必要な条例改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条文の文言の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政財産の目的外使用料について両津、相川、新穂、赤泊地区の小中学校及び保育園について個別の算定基準を設けていたが、利用実態が少ないことを踏まえ、規定を廃止する改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市統計調査条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、統計法の全部改正により、新法の用語に合わせ文言を整理するために、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。



議案第27号 佐渡市語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法の規定に基づき、外国青年招致事業による語学指導を行う外国語指導助手について非常勤特別職として報酬等を支給するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校教育法及び幼稚園教育要領の内容を踏まえ、職員の規定について所要な改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市が事務の受託業務を行ってきた新潟県佐渡スポーツハウスのプール棟及び人工芝テニスコートの施設が平成21年4月1日から市に譲与されることに伴い、社会体育施設として管理するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。将来にわたって赤字補てんが必要であることから、その解消に努めるとともに、施設の運営形態及び管理棟の存続などの抜本的な見直しを行うこと。

議案第30号 佐渡市歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、題名を佐渡市宿根木地区歴史的景観条例に改めるとともに、文化財保護法の一部改正に伴う条の繰り下げなど条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、組織改編及び消防本部新庁舎の建設に伴い、国仲地区の消防拠点施設を一元化するもので、庁舎の位置及び管轄区域に変更が生じることから、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 佐渡市土地開発公社定款の変更について。本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、佐渡市土地開発公社定款の文言整理を行うもので、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第33号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、真野辺地、小木辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（平成19～21年度）の変更について。本案は、平成19年度から平成21年度を計画期間とする佐渡市辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第34号 新潟県から佐渡市への新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務の委託の廃止について。本案は、新潟県佐渡スポーツハウスのプール棟及び人工芝テニスコートが平成21年4月1日から佐渡市に譲与されることに伴い、地方自治法の規定により、事務の委託を受けることを平成21年3月31日限りで廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、公の施設に

係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者と指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 財産の無償譲渡について（築地・浜田集会所）。本案は、普通財産として管理し、無償貸し付けしてきた施設をこのたび浜田自治会との協議が整ったことにより無償譲渡するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第52号 財産の無償譲渡について（観光農林漁業経営管理所）。本案は、普通財産として管理し、無償貸し付けしてきた施設をこのたび戸地集落との協議が整ったことにより無償譲渡するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第53号 財産の無償譲渡について（第二分館）。本案は、普通財産として管理し、無償貸し付けしてきた施設をこのたび湊町内会との協議が整ったことにより無償譲渡するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第54号 財産の無償譲渡について（旧赤玉小学校体育館）。本案は、普通財産として管理し、無償貸し付けをしてきた施設をこのたび赤玉集落との協議が整ったことにより無償譲渡するもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 三宮財産区有財産の無償譲渡について。本案は、三宮財産区の所有する墓地等の財産を地元認可地縁団体である三宮区民会へ無償譲渡するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 大久保財産区有財産の無償譲渡について。本案は、大久保財産区の所有する墓地等の財産を地元認可地縁団体である大久保自治会へ無償譲渡するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、予算規模で408億円となっており、平成20年度当初予算に比べ16億円の減で、率にして3.8%の減となっているものであります。歳入では、市税収入の伸びが期待できない中、新たに雇用情勢や経済、財政状況の厳しい地域に重点的に配分するとした地域雇用創出推進費などを勘案し、地方交付税を計上しているものであります。歳入の費目別の主な構成状況は、市税54億9,694万円、地方交付税201億円、市債46億7,170万円、その他となっております。一方歳出では、公債費等の義務的経費が高い水準で推移し、特別会計への繰出金の負担も大きくなっていますが、限られた財源の中で施策評価をもとに重点政策事業の確実な達成と徹底した事業選択のもと予算編成しているものであります。歳出における目的別の構成は、総務費43億6,433万1,000円、民生費81億6,275万円、公債費78億4,784万5,000円、その他となっております。審査の結果、次のとおり意見を付して、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。

(1)、人件費について。性質別に見られるように予算総額に占める割合が20.6%となっており、構成

比の1位を示していることや類似団体と比較して2倍以上の職員数を有していることを認識し、次の点について改善を求める。①、情勢適応の原則により、官民格差を認識するとともに、施設の統廃合、勸奨退職の強化、組織の見直し及び昇給、昇格システムの見直しにより人件費の抑制に努めること。②、佐渡市の経済状況を十分に把握し、人件費の抑制により投資的経費の増額を生み出す方策を講じること。

大きな2番目ですが、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費中、東京事務所運営費について。本事業においては、一向にその成果が見えてこない。また、佐渡振興事業補助金に含まれている鬼太鼓備品の購入に関しては、複数の関連する団体との協議を十分に行い、再検討すること。

(3)、10款教育費、5項社会教育費、6目美術館費について。アマチュア美術館については、平成21年第1回臨時会において意見としてつけた3項目について、確実に取り組みを進めること。

(4)、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費中、体育施設管理費について。施設管理費に含まれているスキー場の管理に関しては、利用状況から見ると、学校や女性の利用度が高いことから、有効的な管理を進めるとともに、チェアリフトの整備も検討すること。

市民厚生常任委員会のものについては、読み上げさせていただきます。

(1)、4款衛生費、1項保健衛生費、6目トキ推進費中、トキ関連施策整備事業8,000万円について。本事業については、平成20年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)においてもトキ交流会館整備事業7,045万円として関連予算を計上しているが、これら両事業の一括発注により経費縮減が見込めるものと思料するので、このことについて検討されたい。

(2)、4款衛生費、1項保健衛生費、9目火葬場運営費中、火葬場管理運営費6,030万1,000円について。霊柩輸送運賃補助金については、市内火葬場の統廃合の時期をめぐりとして利用者の負担額の軽減を図ること。また、当該補助金の予算として50万円を計上しているが、当該補助金に係る平成21年度の所要見込額は実際には約800万円であり、その不足分について別途予算措置して速やかに対応するとの補足説明があった。このことについて、市民生活に影響のないよう確実に履行されたい。

次に、産業建設常任委員会のものを読み上げます。

(1)、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費について。シイタケ栽培者が年々減少している。このことによって、佐渡のナラ枯れ被害が拡大している。林業振興の観点から、シイタケ栽培への支援を強化すること。

(2)、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費について。深層水氷施設管理費については、費用対効果を得ていないことと改善が見込まれないことから、今後事業のあり方について抜本的に検討すること。

(3)、7款商工費、1項商工費、3目観光費について。観光費については、予算総額2億3,815万円となっているが、佐渡観光の低迷に歯どめがかかっている。観光協会への指導を強化するとともに、統一かつ効果的な予算執行に努めること。

議案第79号 平成21年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、土地開発基金に伴う財政運用及び以前借り入れた起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ191万8,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本予算案は、ケーブルテレビ事

業の事業収支を明確化し、効率的な管理運営を図るために予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,380万円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。多額な経費を費やして敷設した光ファイバーケーブルの利用については、防災、福祉などの多面にわたる利用を早急に検討すること。また、直営での運営は多額な繰出金につながり、さらには市内に民間テレビ局があることを踏まえ、指定管理者制度や民間移譲も含めて検討すること。

議案第83号 平成21年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、管理会費及び総務管理費の経常的な経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ54万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第84号 平成21年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ789万1,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 平成21年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費及び財産管理費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ763万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第86号 平成21年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ274万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ27億9,949万5,000円を追加し、予算総額を483億7,215万7,000円とするものであります。補正内容は、住民への生活支援を行うための定額給付金事業や地域活性化に資するための地方公共団体支援策などの国の補正予算を受け、追加経済対策経費の予算を計上するものであります。主な事業は、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、農産物海上輸送費助成事業及び中小企業緊急雇用安定助成事業などで、その財源は国が創設した地域活性化・生活対策臨時交付金などの国庫支出金及び地方交付税などの増額補正であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教委員会。補正の内容は、緊急経済対策として危機的な佐渡市の経済状況を見据えた補正であるべきで、その内容に工夫がない。よって、効果が上がるよう事業の再検討を求め、事業執行に当たっては工事内容、設計などを精査すること。

市民厚生常任委員会。

(1)、地域活性化・生活対策臨時交付金関連事業全般について。予算編成に当たり、十分な時間的余裕がなかった事情はしんしゃくするが、概して高額であるように思われる。よって、おのおのの事業の内容を再度検討し、特に予定価格の積算については厳しく精査するよう申し入れる。また、市内経済活性化の観点から、早期発注及び分割発注について配慮されたい。

(2)、4款衛生費、1項保健衛生費、6目トキ推進費中、トキ交流会館整備事業7,045万円について。本事業については、平成21年度佐渡市一般会計予算においてもトキ関連施設整備事業8,000万円として関

連予算を計上しているが、これら両事業の一括発注により、経費削減が見込めるものと思料するので、前記意見とあわせて検討されたい。

産業建設常任委員会。

(1)、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業費について。農産物海上輸送費補助については、柿、コシヒカリに限定せず、他の品目にも対象を拡大すること。

(2)、7款商工費、1項商工費、3目観光費について。観光エコアイランド事業は、緊急の観光対策として適当とはいいがたい。エコばし袋作成に当たっては、必要最低限にとどめ、予算の有効活用を図ること。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 議案第1号に対する質疑を行います。

常識的には、勤務時間短縮は労働条件の改善と理解される議案ではありますが、どのような問題があって否決になったのか、その理由を市民にわかりやすく説明いただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） それでは、田中議員の質問にお答えいたしたいと思います。

委員会審査報告に記載したとおりでございまして、一般職の勤務時間短縮については、民間の経済状況や時間外手当の単価引き上げによる人件費の増大が懸念されるというようなこと、それに伴い、また行政サービスの後退の可能性もあるというようなことが大きなその理由でございまして、民間等の状態からすると、時期尚早であるというのが委員会の結論であります。

また、審査時点における県内20市の実施予定は、平成21年度以降、実施の方向で検討中というのが3市、それから全く未定というのが1市となっております。また、なお広島市議会では否決をされたとの情報も当委員会では承知をいたしております。条例の施行に当たり、窓口の対応については職員の交代制で市民には迷惑をかけないというような答弁もございましたが、行政サービスの後退の可能性、人件費の増大を考慮し、市民の了解が得られないのではないかと、時期尚早ではないかという結論に達したわけでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 委員長の回答が極めて簡潔で、市民がどこまでこの件をわかってくれるのかと改めて。私なりに今の説明聞いて整理しますと、要するに職員数を半減してもいいぐらいもてあましているのに超過勤務、いわゆる残業が多いという意味で、仕事の合理化や効率化がかなり遅れているというような問題を持っていたり、公務員給与が佐渡市においては所得階層の上位にあるというアブノーマルな公民格差の問題だとか、また今時の経済恐慌によってもたらされている市民生活への影響等をしんしゃくをしないで、国の決めたとおり右から左へと書き写すことになれなかった形骸化した役所仕事の体質だとか、これ

らを解決しないと簡単に時短とはいっても軽々に認められないというふうなご見解かと思いますが、とすると、そのような問題をきちんとクリアしないと、この手の議案が再議で出てきても認められないということでしょうか、それとも何らかの改善点なりがあればクリアできるというふうな一定の水準域は委員会の中で質疑もし、執行部にも示しているのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） まず、人事院勧告に準ずるといふものの考え方については、これだけこの地域の経済が疲弊し、また民間の1週間当たりの勤務時間の実態等からすると、それだけではもう説得力に欠けるというような意向、雰囲気非常に多かったです。

それから、なお人件費等については、後ほどまた申し上げる機会が、質疑の中で答弁、回答する部分がありますが、今回はこの中では主に時間当たり労働単価が聞くとところに、説明によると約3.1%引き上げられるというようなことがありましたので、先ほどのような結論に達したわけですが、なお人件費とか職員数については、平成21年度の予算の中で集中審査を行っておりますので、そのときにまた、ほかの人の質疑の中になるのですが、お答えさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

なお、田中議員の指摘されたような話もありました。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

田中 中文夫君。

○15番（田中 中文夫君） 今のご説明含めて理解ができてきたように思いますが、私行革のほうの委員でもありましたので、職員の半減策あるいは人件費の総枠の縮減によるワークシェアリングとか、あるいは超過勤務をさせないための職員の適正配置とか超過勤務命令の厳正な執行管理とか、時勢に応じまして今職員の給与の3%カットをしているわけですが、今回定期昇給分がそのカット分をクリアしてしまったというような問題も含めて、それを実質やっぱり3%に抑え込むような、そういった方策を市当局がしていただくということがこの議案を通す最大の策かなというふうに思われますので、ぜひともその点を十分にご理解の上、再議が出たときには慎重に審議をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（竹内道廣君） 次に、小杉邦男君の発言を許します。

小杉 邦男君。

○9番（小杉 邦男君） それでは、1号議案について委員会報告に対する質疑をいたしたいと存じます。

本提案条例は、人事院勧告に準じた、そういう時間の短縮を規定をする、こういう要件の条例であります。否決をされたということでもありますので、従来ない事態だと私は思っているところであります。それで、しかもこの人事院勧告は、後ほど委員長からの答弁いただきますが、これは国にはその職員の、国家公務員、賃金を含める、時間も含めて待遇に対する勧告の制度はあります。県には人事委員会があって、同様そこでは県の職員に対する勧告がきちんとなされると、市町村にはそういう制度はありません。したがって、長い期間の間、同じ公務員の立場で働く、そういう条件の中で、国の人事院勧告に準じてずっとその市町村職員の待遇については配慮がされてきたと、こういう歴史的な経過があります。私は、したが

って、そのようなことを十分に考えた上でこの否決というようなことに至ったのかと、そのあたりの議論経過をまずお聞きを願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 総務委員会では、当然人事院勧告に準ずるという考え方についての質疑、意見等がございました。まず、国が人事院を置いておりますし、それから一定の規模の市や地方公共団体は人事委員会というものを置いておりますが、人事委員会を置いていない市町村等については、従来人事院勧告を尊重するのが情勢適応の原則というような言われ方もしておりましたが、本委員会では、もうそういう時代ではないのではないかと、地域の実情に合わせて考えるべきではないかというようなことで先ほどの結論に達したわけでございます。

以上です。

なお、ほかのことについては、先ほど田中議員に申し上げたとおりでございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今回の時間短縮の勧告をされた、この経過は平成16年から5年間にわたって民間の実態調査をすると、そして民間の段階では1日に15分間、1週間にして1時間15分、これだけの状態が、そういう勤務状態が平準化されている、こういう調査に基づいて初めて勧告をされた、こういう経緯があるのです。そういう意味では、私は働く人の立場に立って、そういう調査に基づいたのであれば、それに準じる、それが情勢適応だと私は思います。そういう議論がきちんとされたかという思いが強いが、いかがでございますか。

それから、短縮に当たっては、これはこういうことが裏で附則の事項としてあるわけです。どういうことを言っているかといいますと、勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスは維持をすることとし、そしてなおかつ行政コスト増加は招かないことを基本とする、そして公務能率の一層の向上に努める、このことが基本のベースになって、この勧告がされているのです。そういうことを考えたら、そのような議論もされて、そしてその実態というのは、今確保された実態に合わせると、それは今までの経過の中で十分配慮が必要だったと私は思います。そういう議論はあったのではないですか、なかったのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 人事委員会を置いていない地方公共団体は、労働基本権が公務員にはないというようなことから、人事院勧告に準じてというふうなのが従来の考え方でしたが、先ほど申し上げたような当委員会における見解でございまして、小杉議員の言われたようなことも十分承知の上で結論に達したわけでございますので、あえて言えば見解の相違ということになろうかと思われま。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君の3回目の質疑を許します。

○9番（小杉邦男君） 最後の質疑をいたしたいと思います。

私は、先ほど話したように、行政サービスの後退と、それから時間外手当の単価が上がるというようなことと言われましたが、それは先ほどのように、裏でそういう行政需要が増嵩するようなことは抑えるという前提があつてのことです。それとあと1つは行政サービスのことをいうのであれば、十分早く終わります。半までやることの議論もされたようではありますが、これは雇用主である市長と、そして市で働く職員の団体、労働組合がきちんと話し合いをして、住民サービスが滞らないと、従来のことが確保できる、その話し合いをして住民要望にきちんとこたえていくと、この努力でカバーすべきことだと私は言います。したがって、ぜひ私はそういう議論も当然されなければいけないと思います。ですから、そういう意味では、一緒にしてはいけないと思います。やはり住民に奉仕をする地方自治体の職員としての本分がありますから、そのことはやはり市長も求めるでありましょう、職員もそのことにこたえなければいけない、そこは話し合いで解決すること、こういうふうに行行政サービスの落ちることをカバーしていく必要がある、このように思いますが、そのあたりの議論はいかがでございますか。このことが一番大事なことだと私は思います。このことを申し上げて、答弁があつたら答弁してください。

終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 今小杉議員のほうから指摘のありましたようなことも十分踏まえまして、時期尚早という判断になったわけですが、これは当委員会ですらでもそれを認めないというようなものではございませんので、今時期としてはちょっと早いのではないかと、こういう結論に達したわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 次に、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議案第72号、10款教育費、5項社会教育費の美術館費について質疑させていただきます。

このことに関しては、2月の臨時議会でも私質疑したのですけれども、そのときにちょうどこれに関しては、このときに総務文教委員会がつけた意見3項目に関して、私の質疑とこの3項目の内容が、これは議案の否決の内容ではないかということで反対討論を同僚議員がされました。それを踏まえて、今回予算審議において、何か前向きに進んでいただいたのかと思つたのですけれども、相変わらず、ここについた意見は、そのときの3項目、冬期4カ月間は休館にせよ、それで指定管理料を減らせよ、21年度中に閉館も含めた運営方法を考えるという3つの項目だったのですけれども、そのときの質疑に、私これは教育委員会の施設であるけれども、この施設がある場所から考えれば、明らかに観光施設であると。だから、観光施設としての考え方をぜひ包容力、応用力のある総務文教委員会では、それも含めて検討してほしいということをお願いしたのですけれども、それがどうも見えていない。この3項目というのは、やがて休館、延長、廃館という道をたどる意見なわけなのです。ですから、これをぜひ観光施設としての議論をしていただいたのかと、それから4カ月間、冬期間休館というふう指しているのですけれども、その休館の4カ月間とはいつからいつを指しているのか、それについての質疑があつたかどうかお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。



白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 村川議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、2月の第1回の議会臨時会におきまして、委員会報告の中で意見を付した3項目というのは、今ご指摘された項目であります。平成21年度の予算の関連では、まず指定管理料が485万2,000円に当初のものより減額されております、その臨時会の結果を受けまして。そういうものが計上されておりますし、なおお期間については、前回と同じく12月から3月までの4カ月は休館をというようなことは、特に今回はそのことについては触れておりません。

それから、平成21年度中に美術館の今後のあり方等についての方向性、これは直営、民間移譲あるいは廃止、あるいはそのほかの方法もあるかもわかりませんが、そういうことを決定するという点については、委員会の総意でもありまして、執行部において真摯に取り組むべきものと理解しておりますし、そのように取り組んでもらえるものというふうに期待をしておるところでございます。

なお、観光施設等というふうな具体的なことについては、踏み込んで今回は審査をいたしておりません。以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 観光施設としての見方での審議がなかったということは非常に残念です。明らかにこれは、この施設がある場所から考えても観光施設であって、教育委員会の施設であるけれども、観光客の誘客のための施設であるわけです。日本で唯一の日本アマチュア秀作美術館ということで建てられた施設でありますし、それも港の一等地にあるわけです。ですから、そういう議論がなかったのは非常に悲しいと。

それと、もう一つ、地元議員が総文の委員の中におれば、もう少し地元の本当の声を聞くこともできたのではないかと思います。これは実は年末年始であれば船も動いているわけなのです。ですから、この周辺にそういう施設がないということは非常に寂しいということで、観光客も年末年始、それから里帰りの人も結構来ていますので、そういう面からぜひその議論をしてほしかったということです。

では、観光施設として考えなかったということになると、次の質問がなかなか難しいのですけれども、今ビジネスチャンスがあるのです。ここすぐ近くに佐渡市の施設で竹工組合という組合が持っていた施設があります。この施設は、佐渡市の計らいで竹工組合に払い下げた後、競売に出されたのですけれども、ここよりもビジネスチャンスとしてはちょっとよくないというか、不利なところであるのですけれども、3の方が手を挙げて、しっかりとお金を出してまで競売されているわけです。ですから、いろんな施設をどんどん、どんどん赤字だから閉めていくというのではなくて、本来ならば指定管理者制度に出された施設は、赤泊の城が浜サンライズを除けば、1年で指定管理を見直して、次の新しい利用方法を考えるべきだということで、ほとんどの委員会がそういう結論を出したわけなのですけれども、これこの施設を一等地と言いましたけれども、例えば佐渡観光の一等地である能楽の里、市の施設ではないのですけれども、あそこもああいう形で死に体になっております。小木のこのアマチュア美術館が死に体になるということは、佐渡市の観光そのものがもう非常に前途暗くて、死に体になるのではないかと思います。その辺のところを全体をどうしようかというようなことも含めて、もう一度総務文教委員会はこの施設も

含めたほかの施設のことを何か議論されたようでしたら、お答えをお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 先ほども申し上げましたように、平成21年度中にそのあり方について方向性を出すということでもありますので、今村川議員からご提案のありましたようなことも当然その中で検討されて、その中から出てくるのだらうと思われま。そういうところで、また総務委員会として意見を申し述べるような機会があれば、今言ったことは審査の中で意見を述べていきたい、あるいは質疑をしたい、このように考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 総務文教委員会といえば、全部の委員会を網羅していますので、今後こういうような形があった場合、ぜひほかの市民厚生、産業建設も含めてそちらで利用の仕方ができないか、当然いろんな温泉の施設であれば、観光で使っていた温泉であっても介護施設にとか福祉に変われないかというようなことも含めて、ぜひそういう議論をリーダー的な立場でやっていただきたいし、執行部においても教育委員会の施設だから教育委員会だけで審議したら、あといいのだというのではなくて、これはほかの部署で応用ができるのではないかというような場合は、そういう形で審議を割り振りなどをしてほしいと思います。

終わります。

○議長（竹内道廣君） 次に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 総文の委員会の審査について委員長にお話を求めたいと思います。

意見の中で、人件費について、予算総額の20.6%を占めており、構成比の1位であると。類似団体と比較しても2倍以上の職員を有している。したがって、人件費の抑制に努めよという意見を総文では出しておりますけれども、執行部において、100年に1度の不況だというのに、このような温かい市民からの税金を十分いただいているという認識のもとに、どのように努めていこうかというふうな認識があったかどうか、そのところを答弁願いたいと思います。

それから、東京事務所の運営費について、よくわからないのですが、一向に成果が見えないと。佐渡振興事業補助金に含まれている鬼太鼓備品の購入に関しては、複数の関連団体と協議を十分行い、再検討すること、何で東京事務所にこの鬼太鼓の備品が要るのかよくわからないのですが、この辺の事情を説明していただきたい。

それから、体育施設管理費について、スキー場の利用状況は本年度何人なのかと、チェアリフトの整備が必要だというのですけれども、私は二、三年前から聞くのですが、ほとんどスキー客がいないのに、何でこんなふうに考えるのか、費用対効果を考えるとどうなのかと、特に全国的にスキー客は少なくなって、今ソ連とか中国の富裕層を、すごく立派な、日本でも有名なスキー場で獲得しようというときに、というぐらいなスキー利用人口だと思っておりますが、佐渡で、ではことしはどのぐらいの人が利用されて、なぜこんな幾らかかるかわからないチェアリフトが必要なのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

第1回目は終わります。

○議長（竹内道廣君） 猪股議員に申し伝えます。

今92号を言われましたのか。

〔「94号……」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 94号の通告をされておりますので、一括でお願いします。

○20番（猪股文彦君） 11号の補正予算について、議長のお話ですので、続けてお伺いいたします。

この中でも総文の意見として、緊急経済対策として効果が上がる事業へ再検討せよとありますけれども、具体的にはどのような議論がされたのか、執行部は緊急経済対策という認識がこの補正予算を提出するに当たって、あったのかなかったのか、この補正予算の経済効果を執行部はどの程度見込んでこの予算を提出したのか、その辺の総文委員会の議論についてお答え願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） まず、議案第72号の平成21年度一般会計予算に係る質疑についてのお答えを申し上げます。

まず、1点目でございますが、人件費及び職員数の適正化問題については、当委員会では19日に両副市长、総務部長、企画財政部長、総務課長並びに財政課長の出席を求め、集中審査を実施いたしました。執行部から提出された平成26年度を目標とした職員数の削減及び人件費の抑制案を踏まえまして、全委員から厳しい質疑、意見が出されました。その中の主なものを申し上げますと、例えば組織のスリム化、それから保育所、学校の統廃合計画の早期実施、それから市財政の将来を見据え、類似団体に見合う職員数の削減、適正化、人事考課に基づく給与の支給などであります。緊迫した雰囲気の中で、厳しい意見や指摘がなされましたので、委員会の意図するところは執行部には認識をされたものと考えます。

2点目でございます。最初に、東京事務所の経費の中にとということですが、予算の中では一緒に関連して計上されておりますので、東京事務所とはイコールではないようです。その中で、首都圏には鬼太鼓団体が複数ありまして、この運営活動の上で団体間にそごが生じないように調整をし、予算の執行に当たっては慎重にされたいということございまして、もうちょっと具体的に申し上げますと、仄聞するところでは、1団体が営業活動等も行っておるのではないかとというふうなことも情報もありますので、精査の上、慎重に執行するよう求めたものであります。

3点目ですが、ご指摘の施設については、費用対効果よりは児童生徒の教育上の効果という視点から、冬期間の限られた期間で、より利用率の向上を図ることが望まれるという考え方で意見を付したものでございます。

なお、利用状況等につきましては、この5年間の状況、数字をいただいたものがありますので、若干申し上げさせていただきますが、平スキー場にかかわる分ですが、利用者数、平成16年が1,174人、平成17年度が1,296人、平成18年度が92人、平成19年度が1,085人、平成20年度が620人というようなことでありますし、なお期間の営業日数、営業期間等について、営業日数だけを申し上げますと、平成20年が31日、19年度が30日、18年度が2日、17年度が50日、16年度が56日というような状況にはなっておりますが、最近雪が少ないというふうなことで、これは一概にこの数字だけを見てどうのこうのということは、やっぱり気

候に左右される施設でございますので、その辺を考慮する必要があるかというふうに思われます。

また、利用状況では、吉井小学校、金井小学校、羽茂高校、真野小学校、西三川小学校、河原田小学校、高千小、新穂小というふうに児童生徒の方の利用が多くなっておりでございます。利用状況はそんなところでございます。

それから、議案第94号に関係する部分でございますが、1点目ですが、補正予算を見ますと、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業などを除きまして、既存施設の改修や補修、それに伴う委託料あるいは備品の購入など随所にそういうものが見受けられます。委員会としては、せっかくのまとまったお金が国から交付されるわけですので、メリ張りのある政策的な工夫、配慮があってよいのではないかという趣旨でございます。

2点目でございますが、執行部は緊急経済対策としての認識で提案をされたものと考えますが、我が委員会の審査の過程では、先ほど申し上げたような委員会の意向は、今後の予算の執行において考慮されるものと思われます。

3点目ですが、経済効果の具体的な数値目標は示されませんでした。試算がされておらず、示すことができなかったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 総文のほうで人件費について行革の中でということなのですが、同僚議員からも質問もありました。私は、人勧のことは人勧できちんと認めてやればよいと思うのですが、問題は手当が扶養手当に始まって15もある、しかも勤勉手当については、弁当を持って134日最低出れば、1.5カ月分の給与に、事実上ボーナスとしてさらに上乘せになると、こういうふうなことを全員にやるというあたりが問題ではないか。勤勉という意味は、弁当を持っていけさえすればいいというのか、能力もあるのか。例えば私の委員会では合宿誘致あるいは国際観光誘致というのですか、合宿誘致で早慶MARCH日東駒専ってどこの大学のことかわからぬという。国際観光誘致で外国語をちょっとは話せるかということ、話せない。こういう人に、ただ弁当だけ持って134日、最低私の計算では土日祝日で365日のうち120日休める、そのかわり病気で約89日か何か休める、そのほかに有給休暇が通常では20日、2年間かけると40日あるという。とにかく弁当さえ持って出れば勤勉という、そういう考え方は執行部は直していこうとするから、第1号議案のようなことを言ってきたのだらうと、私はそういう理解をするのですが、そういうふうきちんと職員管理をするというふうな集中審議で執行部側の答弁があったかどうか、そのことをお聞かせ願います。

あとどうしてもわからないのは、鬼太鼓を東京の営業をやっている者が買ってやるのに、佐渡市が補助してやらなければなんていうあたりは、どうも私自身はよくわからない。私どもここに佐渡で鬼太鼓は各集落あると思うのですが、大体寄附金集めたり、自分たちがお祭りのとき集めたので、自分たちの太鼓を買ったり、面を買ったりして、佐渡市からそういうお金をもらわないで一生懸命やっておるのに、東京で鬼太鼓やるから補助金くれというのは、今の委員長の説明では、それはしかも営業をやるためにという、それは鬼太鼓を東京でPRするのは悪くはないと思うのですが、その辺の事情は、物がどこかに挟まったような物の言い方の意見なので、よくわからないのですが、きちっとして、必要なら必要、こういう面で

必要、必要ではなかったら必要ではないというのを総文の意見としてもっと明確に教えていただきたいと、このように思います。

以上、2点だけにしておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 勤勉手当の内容については、今私が特に申し上げる必要はないので、猪股議員もご案内のとおりだと思いますが、これは執行部からはその時間さえ過ごせばいいというようなことでなくて、人事考課に基づき、本当に仕事のできるという能力給というか、本当はそういうのは今のところないのですけれども、そういうことの配慮をしていくという、一生懸命やる者には加算をすると、まあまあというのは、それを低くするというような、こういう趣旨の説明がありました。

それから、2点目の東京事務所に関連する鬼太鼓の関係ですが、これについては、私どもも余り詳しくは深入りしておりません。ただ、複数ある鬼太鼓団体は、共同巡回とかいろいろなところへ出て、佐渡市のための佐渡の宣伝をされておるといような分野も一部あるというふうにお伺いしておりますので、これについては、特に今その時点でこれは見合わせとかだめだとかということについてはなりません、よくその辺の内容を精査して執行してもらいたいという、そういう結論でございます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 最後に、人件費及びその管理について、もう一度お聞かせ願いますけれども、私は権利で認めるべき面はきちんと認めればいい、ただし今100%近くかけているのは職員がそれぞれの給与に合わせた責任をとるといことについて、その自覚がないように見受けられる。それから、勉強が足りない、パソコンのところに座っておって、自ら自分の仕事にかかわる情報を得ようとするとか、あるいは国際何とかにおるなら英語や中国語を少し勉強するとか、そのポジション、ポジションで自分で努力するようなことがあって、初めて勤勉手当というものだと思うのですけれども、総文委員会で権利は認める、ただし責任もきちんととらせるというふうなところで、今後職員の給与というふうなことを考えるべきだといふような議論があったり、あるいは執行部からそのことについて明確な答弁があったりしたような経過はありますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 今のことに関連しましては、執行部からはそれに近い話はございましたが、ただ実質的には先ほどの議案第1号とは関連が全くないとは言い切れないのですが、あくまでも議案第1号については、勤務時間との兼ね合いということでありまして、その点についての深入りはいたしておりません。その中で、執行部から提案された平成26年度までの、これは一般会計ベースでの一般職の人件費の削減計画というのが提出されておりますので、これをもとにいろいろな意見を交わしたわけですが、若干述べさせていただいて、答弁にかえさせていただきたいと思いますが、まずこれは一般会計ベースですが、職員数でございますが、平成21年度、これは実際には前年度の4月1日ということになっておりまして、平成21年度の4月1日では1,129名、人件費ベースでは81億2,800万、端数は省略します。それから、22年度の計画ではこの職員数を1,073人にしたいと、人件費がおよそ80億800万、平成23年度が職

員数で1,073名、人件費ベースで76億6,200万、それから平成24年度では1,016人で71億9,500万、人件費です。それから、平成25年度が957人で通常人件費ベースでは67億3,400万、そして今の計画である平成26年度の職員数は887人、人件費を63億1,600万、四捨五入すると63億1,700万になりますが、こういうことでありまして、こういうふうに持っていきたいという計画案が提出されました。また、勸奨削減案の中では、今申しあげました人件費の削減等については人事考課等を行い、実施したいということがありますし、それから今後勸奨退職の推進やそういうものも図っていきたいというふうに提案がありましたが、当委員会ではこれでは余りにも生ぬるいのではないかと、もう少し削減案というものを深めていく必要があるのではないかとということをお願いして、審査を終わりました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 議案第94号 20年度一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

公有財産購入費の駐車場購入費についてお尋ねするものであります。この件につきましては、3月の2日、議案質疑の折に、この案件は緊急経済対策になじまないのではないかと、また購入価格が高過ぎるのではないかとということをご指摘いたしました。この件について、委員会での審査結果をお聞きしたい。また、本庁用地の約6割が借地であります。私は今まで借地というのは、予算が減ってもなかなか借地料の減額ができないから、大変であるから、これは一考必要であるということとをずっと言い続けてきました。ここへ来て、防犯灯の修繕費の地元負担やら、霊柩輸送運賃等の負担が市民にふえてきている状況にあって、こんな大きな無駄遣いをしていることはいかかなものかというふうに考えております。市所有の施設を有効に活用すれば、行政の大きな無駄遣いは削減できるというふうな観点から、本庁周辺の、今回借地をしている土地を購入するわけでありまして、このことについて本庁の所在についての議論があつてしるべきだと思いますけれども、委員会ではどのような議論がなされたのかお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 金光議員の質疑にお答えいたしたいと思いますが、まず1点目でございますが、本補正予算に対する委員会の審査結果の意見を付してあることから推察いただければ、当委員会の意向を酌み取っていただけるのではないかとこのふうにご回答申し上げたいと思います。

2点目でございますが、この駐車場用地の買収については、現地調査をいたしました。当該駐車場用地の近傍には市が、これ平成17年というふうにお聞きしておるのですが、買収した公共用地の実績がございます。その単価が1平米当たり7,000円であるというふうに乗っております。また、これをもとにしまして、7,000円をもとにしまして、9,000円程度までの範囲内で今後地権者と用地交渉を進めさせていただきたいと、こういうものでありまして、これを委員会では了としたものであります。また、近傍における民間の売買価格の実績は、平米1万5,000円から2万3,000円の間で行われているというふうな実績もあるという説明もございました。

それから、3点目でございますが、ご指摘のように、借地が多くございまして、私どもがいただいた資料では全体が2万8,746平米のうち、借地が1万6,618平米くらいというふうなことで、58%が借地である

というふうな内容であります。

ただ、現在の本庁舎をもとに用地購入を当委員会では了としたものでありまして、将来の庁舎建設問題については審査をいたしておりません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今のご答弁ですと、緊急性になじむかどうかについては、委員会の意見がついておるので、それを勘案せえということでもありますので、この危機的な佐渡市の経済状況を見据えた補正であるべき、その内容に工夫がない、よって効果が上がるよう、事業の再検討を求めていることに該当する事業として理解してよろしいのか、それからあと金額については、近隣の取引実例があるということでありましたけれども、今職員の駐車料金は月額300円を徴収しているようでありますけれども、民間では月決めの駐車場というのは大体5,000円ぐらいが相場ではないか。仮にその半分の2,500円を負担してもらえば、約400名が本庁に通っているそうでありますけれども、400台の分を計算すれば1年間で1,200万のお金が生まれてくる。そうすれば、先ほどの委員長の700万から900万、2反歩ですから1,400万から1,800万ぐらいの値段ということであれば、約1年半でこの用地費が出てくる形になる。いかに今の利用料金が安いかが推測されるわけですが、一たん買ってしまえば、高い負担を職員に強いるではないかという考え方もあろうかと思っておりますけれども、一たん市有地にしてしまえば、そこから固定資産税は発生しませんので、そういったことを考えれば、やはり今の職員が負担している駐車料金は安いのではないかなという気もするのですが、そういった議論はなされたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵克身君。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） まず、経済効果の関係で金光議員がそのように理解してよいのかというようなことですが、委員会で個々にこの事業についてだめとかそういうことについては触れておりません。ただ、もう少し創意工夫をしてもらいたいというのが主流でありまして、せっかくのまとまった金額が多少ばらばらに総花的という、ちょっと過言かも知れませんが、そういう傾向に走っておるといふことと、翌年度の前倒し的な事業費も大分含まれておりますので、そういったことを含めて、執行に当たって事業の精査、再検討をお願いしたいと、こういう内容のものでございます。予算に組まれておる事業を否定するものではございません。

次に、2点目でございますが、職員の駐車場として使用するわけですが、この駐車場利用料金のことについてですが、このことについては当委員会では審査をいたしておりません。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） これから予算がだんだん厳しくなってくるわけです。そして、市民にはだんだん負担が重くなってくる。そういったことを考えれば、将来的には先ほどこの土地、本庁の周辺土地の取得について議論はなされなかったといいますけれども、やはり市民感情からすれば、現有のあるものを使って極力行政による無駄遣いをやめてほしい、そして市民の負担を軽減してほしいというのが市民感情ではなからうかと思えます。これをやはり議論していく時期に来ているのではないかと。合併のときには、こういった借地であるということがだれもわからなかったわけですから、合併してからこういうことがわかっ

たということであれば、合併したときの約束は約束かもしれませんが、条件的には大きく変わってきているわけですから、議論していかなければならないと思います。このことについては、所管の委員会ということでもあり、今後の議論を期待するものでありますし、先ほど委員長の報告がありましたように、この案件につきましては、所管であります総務文教委員会初め予備審査をした市民厚生、産業建設、いずれの委員会でもこの予算案は緊急性がない事業が多いと、あるいは設計や積算等の見直しを求める意見が付されており、これは、このことを執行部は重く受けとめて、聞くところによりますと、平成21年度においても緊急経済対策が打たれるやに聞いております。そのときに、これと同じような失敗をしないように、注意をしていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

会議の途中であります、ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時37分 休憩

---

午後 3時47分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算についてに対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美でございます。日本共産党を代表して、議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算に対する反対の討論を行います。

まず、一定程度評価できる点について言及をしておきたいと思っております。本年、地産地消条例の制定で産業振興に結びつける取り組みと方向が示されておりますが、これは本当に成果が見えるものとすべきであります。ぜひ真剣になってやるべき課題であります。また、国の子育て支援策を受けて、出産費用の軽減に取り組めます。そこに市独自の妊婦歯科健診も含めて取り組んでいることは、不十分ながらも評価をしておきたいと思っております。

以下、基本姿勢にかかわる角度で3つの点を指摘をしたいと思っております。これまでの委員長報告並びに質疑の中でも多々語られていましたように、今議会の最大の焦点や課題は、市長の施政方針でも100年に1度の不況と言っているように、何といたってもこの間の自公政治、小泉構造改革路線で社会保障が削減され、格差社会、そして国民や地方が疲弊し切ったところに、さらに追い打ちをかけた米国発の経済問題によって作り出された地域経済と雇用の深刻な状況をどうするかというものであります。先ほども話がありましたが、国も経済対策の3段ロケットと言っていました、新年度予算後に一層の大型補正の4段目も組むといったことも報道されているようでありますから、まさに地域経済と雇用は本当に深刻な状況であります。

21年度当初予算は、近年でも例のない20年度の大型補正との同時出発であり、国の2次補正と21年度の当初予算を一体と考えないと、また有効に活用していかなければならないものであり、政治がどれだけ地



域経済や市民の暮らしを真剣に考えているかあらわしたものであります。国の2次補正関係では、全国で2番目の金額になる地域活性化・生活対策臨時交付金、約12.7億円が佐渡に来ているとともに、21年度は昨年比で1兆円の増額をされた地方交付税同額分は5億4,000万円、さらに委託費や直営で事業を起し、人件費に充てることができる雇用創出関連の交付金は3年間の期限であります。6,000万円、これは定額給付金を抜いておりますが、これだけ足しただけでも21年度は18億円を超える予算が地域経済と雇用に使うべきものであります。この金は、一般行政経費に使うものではなく、地域経済と雇用はどう使うか、これが例年のところに上乗せをされたわけであります。細部については、この間の質疑等でもありましたが、語りませんが、これをどう効果的に使うかが極めて鋭い焦点でありました。

佐渡は、今問題になっている派遣労働者は少ないものの、事実上の非正規労働者が圧倒的に多く、雇用や解雇の問題、業者の仕事の減、観光の不振、消費の冷え込みによる売り上げ減など雇用や地域経済は極めて深刻な状況です。ここをどうするのかに一生懸命でなければなりません。この点で21年度予算は、予定していた事業などの前倒しなどが主でしかありません。国の予算づけという角度でも、また深刻な雇用と地域経済の現状から見て、極めて弱いものと判断せざるを得ません。市民が今本当に大変なのですから、そこに心血を注ぐべきであります。

2番目には、佐渡市は市町村合併をして、いよいよ6年目に入りますが、これまでの5年間をどうとらえて、どう進むかの節目の年度であります。高野市長は、代表質問の答弁で、合併して5年を経たことについて、いろいろ言ってもしょうがないので、前向きに考えたいといった趣旨の答弁と姿勢を示しました。昨日、日本が熱狂したWBCの野球でもそうありますが、自分たちのどこに弱点があり、どこがいいのかをきっちり分析して、次の試合に臨んでこそ、いい結果が生まれるものであります。そうしなければ、方向性は出ないものであります。この間の合併佐渡市をきちんと分析し、問題は問題として直視をした上で前に進むべきであります。その際重要なのは、市民との関係がどうであったのか、また市民がどう感じているのか極めて重要であります。この点では、今年度取り組む総合計画の後期計画をいかにげんなものにするのではなく、市民の意識調査など実際の生の声あるいは厳しい声を反映すること、また包括協定を結んだ信頼の協力も経て、第三者あるいは学術的角度から見て、この島のあり方、実態のあり方も提言してもらいなども含めて、きちんと将来を見据えた前向きなものとするべきであると考えます。

3番目には、合併後5年を経て、地域をどうつくるかという点であります。市町村を担当する鳩山総務大臣でさえ、合併で地域の特色が薄れたなどと周辺部の疲弊を口にしてはいますが、まさに佐渡も例外でなく、そのとおりにしているのではないのでしょうか。特に佐渡の場合、周辺部のそれぞれの個性ある文化や歴史が寄り集まって、佐渡の特殊性をつくっており、このことは多くの島外の方々も強調する点でもあります。この間、トキや世界遺産などの取り組み、また数ある文化財の総合的な把握事業や歴史文化構想も進めております。私は、まさにこれに匹敵する小さくて価値的要素は少ないかもしれませんが、地域とともに、はぐくまれてきた文化的、歴史的なものが地域には数多くあります。ここにきちんと焦点を当てての地域づくりを担当課任せにするのではなく、横断的、総合的に進めるべきと考えます。トキが空を舞い、世界遺産に登録をされ、格調高い歴史文化構想ができて、地域の文化がなくなり、地域から人がいなくなったのではどうしようもないと考えます。トキにしても世界遺産にしても文化基本構想にしても、まさに地域と人々のためという角度が極めて重要であります。この角度が質疑の中でもありましたが、弱

いと考えます。

最後に、冒頭でも言いましたが、市民の暮らし、雇用、地域経済は極めて深刻であります。ここをどうするのか今の佐渡市に課せられている最大の課題なのではないでしょうか。ことしの1月には、防犯灯の費用の地元負担にしたいと文書を1枚送りつけて、これに従う方式のやり方に対して、市民は内容はともかく、こんなやり方はおかしいと異口同音に語り、こんなやり方は心が寂しくなると語った市民の方がいましたが、執行部の皆さんはそう感じませんか。市政は、市民に最も身近な政治であらねばなりません。市民が介護の問題で困っていても、その状態がわからない、雇用や産業が深刻で、でもその状態がわからない、地域が疲弊していても、その状態がわからない、これでは対策も打ちようがありません。まず市民に寄り添い、執行部を始めとする職員全体が市民の肌の温度を感じ取り、市民とともに困難、難題とも思えることに立ち向かい、前に進む、このことをまず第1基本として全力で頑張る必要があるということ強く指摘するとともに、自らの自省も含めて討論いたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第1号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第1号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、来年度の後期高齢者医療制度について、本年度と同様に普通徴収に係る保険料の暫定賦課を行わないよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市の廃棄物処理について、本年4月1日からアルミ缶・スチール缶、飲料用瓶及びペットボトルに係る処理手数料を無料化し、あわせて家電リサイクル法施行令の改正により、ごみ処理施設へ直接搬入できる品目に液晶式及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機を追加するよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化及び園児の減少等の理由により、本年4月1日から両津地区の歌代保育園を廃止するよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市両津健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共温泉施設に係る管理運営の見直しにより、本年4月1日から両津健康保養センター湯元を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設に係る管理運営の見直しにより、本年4月1日から畑野地区の保養施設いこいの村佐渡を廃止するものであります。なお、現在本施設を譲渡する相手方について、本年3月30日まで公募を実施中であり、審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市が行う介護保険について、第4期介護保険事業計画及び関係法令等の改正により、来年度から平成23年までの第1号被保険者保険料率を改定するよう、当該条例の一部を改正するものであります。新保険料率の内容は、高齢化の進行により介護給付費の増加が見込まれることから、国の策定手順による基準保険料を月額4,200円（900円の引き上げ）とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。本案は、来年度から介護報酬が増額改定されることから、介護保険第1号被保険者保険料への影響を抑制するため、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を原資とした基金を創設し、年次的に介護保険特別会計に繰り入れるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設に係る管理運営の見直しにより、本年4月1日から畑野地区の老人休養ホームこが

ね荘を直営管理とするよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設に係る管理運営の見直しにより、本年4月1日から真野老人福祉センター寿楽荘を直営管理とするよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ）、議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）、議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里）、議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし、小木短期入所施設つくし）、議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）。以上6議案は、おのおのの施設について本年4月1日から平成22年3月31日までの間、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。いずれの施設も公の施設として管理する必要性に乏しく、安定的かつ効率的に管理運営し得る団体へ譲渡すべきものと思料するが、敷地内に存する借地及び保育園または補助金適正化法等の問題がこれを妨げている。よって、おのおの問題について、可及的速やかに解消するよう、強く申し入れる。

議案第58号 訴えの提起について。本案は、平成7年に佐渡広域市町村圏組合が執行した佐渡クリーンセンター建設工事に係る入札について、公正取引委員会の談合認定に基づいて佐渡市が行った損害賠償請求に対し、相手方の川崎重工業株式会社がこれを拒否していることから、訴えを提起するものであります。なお、被告に対し、損害賠償請求する額は、損害賠償金6億2,149万8,806円及び当該損害賠償金の支払いが完了するまでの間の利息であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市の国民健康保険特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,230万円と定めるものであり、これは前年度と比較して3億220万円（4.1%）の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 平成21年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市の老人保健特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ830万円と定めるものであり、これは前年度と比較して7億3,140万円（98.9%）の減額であります。なお、後期高齢者医療制度の開始に伴い、本特別会計は平成22年度をもって終了するものであります。本予算案は請求が遅れている医療費の精算等について計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市の後期高齢者医療特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,510万円と定めるものであり、これは前年度と比較して5,390万円（6.7%）の減額であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、

原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。資格証明書の発行については、画一的な処理とせず、高齢者に優しい柔軟な対応とするよう、新潟県後期高齢者医療広域連合と連携を図ること。

議案第76号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市の介護保険特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億4,740万円と定めるものであり、これは前年度と比較して5億9,480万円（10%）の増額であります。なお、本年度は第4期介護保険事業計画の初年度に当たり、本予算案においては、介護報酬改定等の制度改正及びこれまでの給付動向等に基づく予算編成がなされているところであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市の歌代の里特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,300万円と定めるものであり、これは前年度と比較して3,100万円（6.9%）の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市のすこやか両津特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,800万円と定めるものであります。なお、本予算案は本年4月1日から佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、これまでの当該病院事業会計予算に包含していたすこやか両津に係る予算について、新規に特別会計を設置するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第87号 平成21年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、平成21年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支の収入総額を23億2,041万5,000円、前年度比3億9,382万5,000円（14.5%）の減、支出総額を25億2,704万9,000円、前年度比5億9,313万1,000円（19%）の減と、資本的収支の収入総額を2億8,235万6,000円、前年度比3,714万1,000円（15.1%）の増、支出総額を3億2,980万円、前年度比1,055万8,000円（3.1%）の減とするものであります。主な内容は、本年4月1日から佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、これまで本事業会計予算に包含していたすこやか両津に係る予算を特別会計として分離し、あわせて公立病院改革プランに基づき、両津病院の一般病床の数を99床と、相川病院の介護病床及び療養病床の数を52床とすること等により、市立病院を効率的に、かつ健全に経営するよう予算編成したものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。看護師の確保に緊急を要する場合は、一般職の有資格者の応援配置等についても検討すること。また、公立病院特例債等を活用して、早期に不良債務の解消を図り、公営企業法全部適用のスタートを切ること。

請願第4号 災害時の透析患者対応及び長期透析患者に有効なオンラインH、D、Fの設置を求める請願。本請願は、現在市内に透析病床及び透析設備が不足していることから、以下の事項について請願するものであります。1、佐渡市立両津病院に災害時移動困難な透析患者に対応できる透析室を設置すること。2、新設佐渡病院に長期透析患者に有効なオンラインH、D、Fが設置されるよう、佐渡市から要請すること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。また、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する反対の討論の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして討論通告書にも通告しました、これに関連している議案の第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についても反対討論を行います。

反対の第1点は、75歳以上のお年寄りを邪魔物扱いして、まるでうば捨て山だと強制加入させたこの議案の大もとに当たる後期高齢者医療制度開始から1年目を迎えます。2009年、平成21年度国家予算案では、年金収入80万円以下の世帯に対する保険料の均等割の9割軽減、年金収入153万円から211万円の人に対する保険料、所得割の5割軽減という保険料の軽減措置が講じられ、また昨年度から行われている健保の被扶養者だった人に対する保険料均等割の9割軽減も継続と、そして保険料の年金天引きについては、昨年10月から導入された口座振替との選択制を拡大し、新設するすべての被保険者に口座振替による納付を可能としています。しかし、これらの改善策は医療改悪への怒りの世論に追い詰められた政府与党が国民の批判を交わし、この後期高齢者医療制度を延命させることをねらって打ち出したものです。皆さん、一時的な負担軽減をしても、後期高齢者医療制度が存続する限り、保険料は上がり続け、差別医療の被害も拡大していきます。これが第1点。

理由の2点目は、議案第75号に触れますけれども、同会計の歳入の主なものは保険料であり、歳出の主なものは新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金で、自治体として佐渡市の裁量の働く余地はほとんどありません。我が党の代表である中川直美は、この3月議会代表質問の中で、後期高齢者医療制度での保険証の取り上げ問題について、国保と同じように75歳以上の医療が必要な高齢者も保険料滞納で保険証が取り上げられてしまうと。昨年10月期分では、新潟県内で佐渡市は3番目に滞納率が高い状況であります。保険証の取り上げの資格証明書交付は、広域連合の仕事ではありますけれども、実態上は地元の市町村、佐渡市が行います。佐渡市として取り上げは行わないこととすべきとただしたところ、佐渡市としては広域連合と相談しながら、今後運営を定めていくなどと言っていますけれども、高齢者は子供以上に病気になるがちなものです。保険証は、まさに命に直結します。高齢者の皆さんが多い佐渡市であります。佐渡市の市長としては、広域連合と相談するもいいですけれども、こういったものは取り上げるべきものではないと政治的な立場ぐらいは表明すべきですということを強く指摘して、この高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止すべきの立場から、保険料の徴収日を定める条例案、議案第6号、そして議案第75号も含めて反対の討論とします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、討論に入ります。

議案第11号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計予算についてに対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） ただいまの議案について反対の討論を行います。

反対する第1の理由は、これまでの保険料と比べ、国の軽減措置を入れても3年間で23.7%から27.3%もこの深刻な経済状況の中で値上がりをするという点であります。基準となっている第4段階の保険料は、年額で9,400円から1万800円もの値上げで、年金支給額も実質据え置きとなっている65歳以上の高齢者を直撃をいたします。昨年は後期高齢者医療制度で保険料が加わり、大変だという悲鳴が多く上がっていましたが、そこに追い打ちをかけるものであります。この値上げは、国の介護報酬3%引き上げに伴う面もありますが、この3%分は月180円であります。それをはるかに上回るものです。全国的にもこの第4期の保険料を抑えるために、介護保険料徴収段階を10段階などの細分化をしたり、少しでも実態に合うよう、設定をしているところもあります。また、年度ごとに保険料を設定し、過大なものにならないようにする市町村もあると報道されています。もちろん65歳以上の方は低所得層ということもあり、こういったことも含めた上での決定と思われませんが、過去の佐渡市の介護保険事業では毎年黒字傾向でもあります。暮らしの実態からして、少しでも軽減を図るように努力すべきであったというのが第1点であります。

2点目は、介護保険は制度開始から10年目を迎え、この間の介護はうたい文句の社会的介護とはほど遠く、介護の取り上げが進んで、全国では1年間に14万人が家族介護のために仕事をやめています。また一方では、高い保険料や利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありませんし、介護を苦しめた事件も続いています。こういったことをこの佐渡市では絶対起こしてはならないと考えます。佐渡市は高齢者も多く、施設入所待機者が500名を超えているとともに、介護のために仕事をやめている状況や、利用料の負担が重くて介護保険が使えないなどの現状が一方にあります。この切実な問題に対応す

るには、特に保険料や利用料の減免でサービスを使えるようにすることは必要であります。保険料の減免規定を持っていても、事実上、活用していないようでは意味がありませんし、できないようでも意味がありません。実態を直視して、足を踏み出すべきが身近な政治の、市政の役割です。また、国は介護は抑制の方向でサービスが使えないのであります。サービスが使えないような方々に対する十分な対策にもしっかりと足を踏み出すべきと考えます。今議会でサービス抑制等に対して、実態の調査を行うとの前向きの答弁がありました。まず困っている方々の状況を把握しながら、高齢者の島にふさわしい介護保険に努力をすべきであります。国は、この4月からの第4期事業で介護認定基準を厳しくするなど、介護抑制の方向であります。また、介護保険はサービス量がふえると、保険料にはね返るといふ根本的な矛盾があり、この責任の大もとは国の政治であります。深刻な市民の経済状態や介護の現状からすれば、佐渡市ではできることに精いっぱい頑張るべきだと、このことを強く指摘して討論いたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第11号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第76号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、討論に入ります。

議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてに対し討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、中村良夫君の反対討論を許します。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

国保会計は、7月の本算定で予算が示されるものでありますが、当初予算は適当に提出しているというものではなくて、本算定的前提になる予算で年度の国保事業の方針を示した大切な予算であります。これに議員として意見や賛否を表明するのは当然のことであり、やらなければならないということでもあります。

反対の第1点は、方針や姿勢として、今年度国保税を値下げするのか、昨年の本算定で審査をした市民



厚生常任委員会が、ガソリンなどの高騰の中、19%もの値上げをすることに対して、意見で厳しく20年度は引き下げできるのに、電算の関係でできないので、これを次年度に反映すべし、引き下げるということを執行部から確認ともいうべき成果を上げているにもかかわらず、今議会での初日の本会議上程時の本年度は値下げ方向かとの質疑に対して、市長はまだわからない旨の答弁がありました。昨年、汗を流しました市民厚生常任委員会の意見を全く反映していないものでありました。審査時の質疑通告では、同額か引き下げを考えていますとの答弁がありますが、市長答弁とあわせてみても、昨年の市民厚生常任委員会の意見より大きく後退した姿勢であると考えます。昨年の本算定を考えれば、引き下げ方向が現時点での姿勢であるべきであります。また、深刻な経済状況や雇用状況の中、本算定を待つまでもなく、高く払えない国保税は引き下げ方向にすべきと考えます。

2点目は、国保難民とマスコミも報じているように、事実上、無保険状態の資格証明書の発行は、昨年10月時点で県内20市中、最も発行割合が高く、2月1日時点では昨年10月、283世帯だったが、これをはるかに超える314世帯となっており、これは放置できない国保の大問題であります。代表質問でも答弁があったように、改善する姿勢が見られないのが佐渡市の姿勢であります。また、深刻な雇用などの状態で加入者もふえて、保険税が払えない市民が多くなることも考えられる中、旧両津市時代は多く活用されてきました生活困窮や失業などに伴う収入減に対応した申請減免についても実態に合った対応する姿勢は全く市長答弁にはなく、これは問題であると考えます。

最後になりますが、もちろん本算定時の予算や佐渡市の姿勢を見ての賛否も重要ですが、当初予算は以上の理由で反対するもので、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 共産党の中村良夫君の議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算の反対通告を見ると、何も書いてありません。

一方、賛成討論の加賀博昭の通告書を見ていただきたい。1つ、国民健康保険特別会計予算の仕組みについてわかっているの反対討論かと具体的に投げかけております。

2つ目、21年度の国民健康保険会計のスタートは、21年7月の本算定からである。7月には臨時議会が開かれると。

3番目、20年度の保険会計の経過に反対するのであれば、事実の指摘が必要である、念のためと。

まず第1点は、これが21年度の国民健康保険特別会計の保険税等の予算書の写しである。共産党は、これを全く読んでいない。どういうふうになっておるかといえば、国民健康保険税というのは、20年度の改正によりまして後期高齢者健康保険との関係で客体が減っております。しかし、後で共産党にあげますが、私はちゃんとこのとおり、市民の皆さん、見てください。分析をしておる。その結果、どういうことになっておるかという、平成20年度の国民健康保険税と言われる医療分、それから後期高齢者の負担金分、それからもう一つ、介護保険の3つを足したものが1人当たり、20年度は7万6,289円でありました。これに対して21年度の当初予算では医療保険分、後期高齢者に対する負担分、それから介護保険分を足した

数字が1人当たり5万1,314円であります。ゆっくり読んでおるから、中村良夫君、これ引き算やってみてください。そうすると、20年度本算定に対して21年度の当初予算の国民健康保険税1人当たりの税額は、20年度に対して21年度は、よく聞いておきなさい、メモしておきなさい、2万4,975円安いという数字が出ておるのです。にもかかわらず、議員たるもの当然そのような分析をした上で反対討論をすべきなのに、そんなものは一切お構いなし。赤旗の一部を引用しての一般論的な国保というのは、日本全国で見れば佐渡市のように安いところはないのです。高いところはあるのです。それから、保険証の取り上げというようなことも行われておるところがあります。そういう一般論だけを取り上げて国保税が高いなどという論調は、これは国保の神さんと言われてきた我が輩としては黙視することができないから、中村良夫君ごときを相手にして討論をすべきにはいささかはばかることではあるけれども、市民のために明らかにしておくわけであります。いずれ共産党が、またわけのわからぬような、一部取り上げたような議会報告を出すのであれば、今私が申し上げた具体的な数字を持って市民の皆さんにお知らせするというのをこの場で明確にして、国民健康保険税、当初予算の賛成の討論といたします。

念のために申し上げておきます。先ほど私が申し上げましたように、国民健康保険税というのは仕組みからして7月の本算定を経て21年度の国民健康保険税というのは確定するわけでございますから、これは今後の推移を見なければわからないけれども、現在の数字で比較する限り、21年度の国民健康保険税は20年度に比べて大幅に引き下げたものとして提示されておるということを明確にして、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） これで討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、議案第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について及び議案第76号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計予算についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第19号 佐渡市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、新穂就業改善センターを直営管理とするため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営中山間地域総合整備事業により建設された坊ヶ浦活性化センターについて、新潟県より譲与されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市素浜青少年海の家 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、素浜青少年海の家を直営管理にするため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市営佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の見直しの結果、佐渡市営佐和田駐車場を廃止し、当該土地を地権者に返還するため、当該条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が施行されることにより、本市の特定公共賃貸住宅の入居者の資格要件を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、全国的な地価水準の下落を勘案した道路法施行令の一部改正による道路占用料の改定が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、前浜簡易水道及び両津北部簡易水道における起債償還額の変更に伴い、水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年度から進めてきた江積・田野浦地区の漁業集落排水施設の整備が整い、平成21年4月から使用可能となることから、当該排水施設を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）、議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）、議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）、議案第45号 公

の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）、議案第46号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第47号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、議案第48号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）、議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）。以上8議案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 財産の無償譲渡について（漁具倉庫、ウインチ小屋）。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、昭和57年度、58年度に小木町が小木漁港内において整備した漁具倉庫等を佐渡漁業協同組合に無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第59号 市道路線の認定について。本案は、国道350号バイパス工事に伴う県道路線変更により、現在の県道部分を市道として認定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号 市道路線の廃止について。本案は、杉野浦10号線について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められることから、これを廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,720万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料4億1,127万8,000円、国庫支出金4億1,475万円、一般会計繰入金6億6,281万3,000円、市債2億8,840万円などで、歳出の主なものは建設改良費10億4,181万1,000円、施設の維持管理費2億4,673万9,000円、公債費3億7,847万9,000円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 平成21年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,210万円とするものであります。歳入の主なものは、国庫支出金11億160万円、県支出金452万4,000円、一般会計繰入金15億8,314万2,000円、市債10億5,920万円などで、歳出の主なものは下水道建設費25億679万4,000円、公債費13億8,564万6,000円などを計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。行財政改革特別委員会の中間報告を踏まえて、今後事業を適切に実施すること。

議案第88号 平成21年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出について、収入の予定額を11億3,244万円、支出の予定額を11億550万3,000円とし、資本的収入及び支出については収入の予定額を9億3,502万円、支出の予定額を15億4,106万6,000円とするものです。主な内容としては、相川浄水場建設事業、国庫補助事業による両津、新穂、真野地区の老朽管更新事業、全地区において配水管敷設替事業のほか、水道施設、管路、給水装置の情報を明確にするため、水道施設管理システム整備事業等を実施するものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用と暮らしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願について。本請願は、金融危機に端を発した大量の失業者の雇用と暮らしを守るため、次の措置が実現されるよう、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。1、正規

・非正規にかかわらず、労働者に失業給付がされるように失業給付受給資格に必要な就労時間を緩和すること。2、雇用保険未加入者を含め、失業者・求職者への生活支援制度をつくり、安心して職業訓練が受けられる条件整備や家賃補助、入居時保証を行うこと。3、非正規雇用の労働者を正社員に登用した中小企業には、賃金差額を助成すること。4、企業に社会的責任を果たさせ、便乗的な人員整理を行わないよう、強く指導・監督すること。5、ワーキングプアの解消に向けて、労働者派遣法等の抜本改正を検討すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成20年陳情第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情について。本陳情は、今後の林政の展開に当たって森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業においては安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業・木材産業に振興を通じた山村の活性化に十分に寄与することができるよう、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第1号 「防犯灯修理費用地元負担通知」の撤廃について。本陳情は、平成21年4月から防犯灯の修理費用を地元負担とする通知の撤廃または実施期間の延期を求めるものであります。審査の結果、陳情事項の1を不採択とし、2は採択すべきものとして決定しました。また、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 議案第22号 佐和田駐車場条例についてお尋ねいたします。

この駐車場は、管理が十分でなくて、不適切な利用が多かった駐車場と認識しております。しかしながら、善良な市民の適切な利用もあったことも事実であります。3月2日の議案質疑の折、指摘しましたけれども、市の管理あるいは運営に工夫をすれば、市の負担がなくて、市民に利便性を提供できるという方法があったにもかかわらず、市のほうではその方策をとらなかった。ただ、地元のほうに廃止の説明をただけだということでありました。これはいたし方ないことかもしれませんが、やはり知恵を出せば市の負担がなくて、市民に有利なサービスを提供できるということがあったのに、本当に残念に思うわけでありますけれども、この条例の廃止後について、地元関係者との協議はどのようにされたのか、委員会の審査で明らかになった点をお聞かせ願いたい。

それと、委員会ではこの案件についてどのような議論がなされたのかお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） それでは、お答えをいたします。

当委員会では、執行部からの説明を受け、また現地も調査をいたしました。この駐車場の利用状況につきましては、過去に3回の実態調査を行っております。土曜日、休日には非常に利用度が少なく、また平日においては終日買い物客とみなされないような駐車が非常に多いということの実態調査がありました。

それから、この駐車場を廃止するに当たっては、佐和田地内、海岸通り等に立派な駐車場が完備され、

また代替駐車場として十分可能であるのではないかと、そういうふうにもかんがえました。

それから、河原田の本町商店街及び佐和田商工会につきましては、執行部側からも説明があり、それからそちらのほうも商工会の方々も了解を得ているという報告を受け、この条例の廃止を可決といたしました。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今委員長の報告のように、執行部が不適切な利用であったという部分を把握しておりながら、何も手を打たなかったということが報告されておるわけですね。その部分について、委員会としては執行部に対して何ら意見を申されたのかどうか、それについてお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） この駐車場の管理状況については、市側からの状況報告等もありませんでしたし、そのことについて、特に委員会で審議をした経緯はありません。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今委員長のお言葉どおり、執行部は不適切な利用があったにもかかわらず、それをつかんでいたにもかかわらず、何の手だてもしていないのです。そういった状況で、知恵を出せば市の負担が少なくて済むのに、それをしないで市民へのサービスを悪くしていると、こういうことがないように、委員会としても今後強く執行部に対して物を言っていたきたい。

以上お願いして、質疑を終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） わかりました。

それで、今の要望についてでありますけれども、それも踏まえてお答えをいたします。地元商店街側からの要望として、これを存続、継続してほしいというふうな要望等、特に上がっていないということも事実でありました。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第22号 佐渡市営佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

廣瀬擁君。

〔7番 廣瀬 擁君登壇〕

○7番（廣瀬 擁君） 議案第22号 市営佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定は、商店街振興に逆行するものであり、反対をする討論をいたします。

戦後も15年を経過した昭和35年、河原田商店街にアーケードが建設され、佐渡を代表する商店街の第一歩をしるし、東北Bブロックの照明コンクールで金賞を受賞、佐渡島内の商店なら河原田本町に店を出したいとまで言われるほど、全員が一丸となり、努力をしてまいりました。

昭和53年に2回目のアーケードを改築、名実ともに商圈は佐和田というまでに成長した経過があります。

しかしながら、それが中央の当該資本の標的となり、バイパス沿いに大型店の進出を促し、モータリゼーション社会への返還で大型駐車場の必要性が生じてまいりました。売り上げを伸ばすには、大型駐車場を商店街につくろう、既存商店街ではのどから手を出しても欲しいものでありました。佐和田町総合都市計画審議会委員として、第4次、第5次答申にもお願いをしたが、諏訪神社から現在の第四銀行までのバイパスに直結する道路建設は、法線化されずじまいでありました。何としても本町商店街に駐車場が欲しい、駐車場難解決が先決事項でありましたが、時の商工会長、商店会長の抜群の指導力で、現在の佐和田駐車場が海水浴客への駐車場という名目で建設されたのが昭和57年であります。せっかくできた駐車場もバイパスへ抜ける道がないのでは使い勝手が悪いと、長年の懸案を解消、海岸からの直線道路の開通で、本町への誘導は大変スムーズになりました。しかしながら、現実の無情は当該資本の商品量と広い駐車場、値段の安さと買い物の楽しさをプラスした気楽さに圧倒され、あっという間に既存商店街は取り残されてしまいました。大変悲しいことであります。余力のあるうちに商店街の立て直しが必要です。

今ここで必要なのは、行政の指導であり、商店街を元気にすることです。中心市街地の活性化対策として、空き店舗の有効活用、例えば学童保育、夜間保育、託児所、少人数の緊急介護所の開設や各種イベントと連携した交流事業等、地域の特性を生かした商店街づくりを具体的にプランニングをする、住民が住むことによって、にぎわいをつくり出すのか、交流人口をふやすことでにぎわいを創出するのか、しっかりとしたプランを策定して、行政運営をお願いしたい。

この議案94号、補正予算にもあるが、本庁の職員駐車場の土地購入費、埋め立て料金を考えてみれば、坪単価は幾らになるのか、そこいらの商業地の地価よりも高いものであります。それなのに職員通勤費、年間8,000万円も払いながら、職員の駐車場料金は一月たった300円、坪単価から推測すれば月3,000円から4,000円でも高くないはずであります。これを徴収して不公平感を解消することから実行しないと、たかだか年間140万円のこの佐和田駐車場廃止の条例もあきれ返ってしまう。通勤者の常駐車両が多いのであれば、自動式の料金を取る設備を設置し、稼働率を高めることを実施してからでも遅くはない。仮に常駐車両50台が固定だとして運転者1人だとしても、稼働率を1日3回転として50掛ける3で150人の交流人口をふやすことも可能であります。2人、3人の同乗者がおれば、2倍、3倍の交流人口増となるが、そんなことを考えての廃止なのか、これが前例となり、あっちこっちの市営駐車場が廃止されることが明らかである。地域を見ない、現状を把握しないから行政指導ができない、行財政のスリム化のみで、どんな目的でつくられ、あれだけよい位置に設置され、頭を使えば利用率が上がる佐和田駐車場を、地域住民への事前説明も不十分な中で、地権者に返納し、廃止する行政なら、活性化策などあるはずがない。現在の地域住民の大多数は、建設のいきさつや目的など、代がわりを迎え、知る人も少なくなってしまう。それだけに、十分に地域に周知徹底を図るとともに、行政職員の現場を見よ、現地に行って確認せよということを申し添え、このたびの議案第22号 市営佐和田駐車場廃止条例に反対することを訴え、議員諸氏の理解ある賛同を期待して、反対討論を終えます。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第22号 佐渡市営佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第22号 佐渡市宮佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定についてを除く案件について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで10分間休憩します。

午後 5時14分 休憩

---

午後 5時25分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第2 行財政改革特別委員会最終報告

○議長（竹内道廣君） 日程第2、行財政改革特別委員会に付託の件を議題といたします。

佐渡市議会会議規則第102条の規定により、田中行財政改革特別委員長の報告を求めます。

田中行財政改革特別委員長。

〔行財政改革特別委員長 田中文夫君登壇〕

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 委員会調査報告。

本委員会に付託の事件は、調査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告する。

本委員会は、市の行財政改革の推進及び議会改革に関することを付託事件とし、平成20年4月の第2回臨時議会において議員発議により設置された。

本委員会の運営については、「議会改革」に加えて、当市の行政改革の喫緊の課題である「本庁、支所、出張所のあり方を主とした行政機構改革」、「下水道事業費縮減のための大幅見直し」について可及的速やかに結論を得ることを確認の上、集中的、精力的に調査を行った。

結果、これまでに計20回の特別委員会を開催し、次のとおり3回の中間報告を行った。

6月定例会においては、4年後の改選時の議員定数について現行の議員定数28人から4人減の24人にすべきとの調査結果報告並びに佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、特別委員会の賛同委員による発議案の提出を行った。

9月定例会においては、議会機能を含む本庁、支所、出張所についての提言を行った。

(1)、議会機能のすべてを来年度前半までに本庁舎内に移転すること。

(2)、本庁の出先的な機関として、両津、相川、南部の3地区に地域行政センター（仮称）を配置す



る。これ以外については、必要に応じて諸証明を発行する窓口業務などの機能を備えた地域支援センター（仮称）を設置する。

（３）、当市の実態をかながみて、副市長２人制の必要性は極めて低いことから、副市長の定数は１人にすべきである。

（４）、当市の実態をかながみて、簡素で効率的並びに市民から見て責任や権限の所在が明確な組織体制が必要であり、早急に現行の部制を廃止し、課制へと移行すること。

（５）、職員定数及び人件費について、当市の実態は類似団体と比較し突出していることから、１０年後の平成３０年度までには現行の支所、出張所の職員数も含め、５００人程度、人件費は４０億円程度とすべきである。

１２月定例会においては、下水道事業が当市の財政状況を圧迫させている要因の一つであるとの共通認識から、原則来年度から新規、継続を問わず、汚水管渠の延伸工事を凍結し、接続希望者の把握を兼ねた住民意向調査を実施すること。この調査結果の検証に基づく全体計画の精査、抜本的な見直しに併せて、喫緊の課題である接続率向上に向けた取り組みに努めることを提言した。

以上をもって、本委員会の所期の目的、役割は達成されたので、調査を終了する。なお、１０カ市町村の合併で発足した本市は、丸５年を経過したにもかかわらず、合併の成否を握る行政改革が遅滞し、実効を上げるに至っていない。議会としては、今後とも行政改革について「批判と監視」を緩めることなく、断行を迫る立場を堅持されたい。

以上。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○１７番（村川四郎君） 行革特別委員会の最終報告に対して質疑をさせていただきます。

ここに私、質疑通告に下水道事業との指摘と行革委員会の目的、役割と今後についてとあるのですけれども、お手元に発議案第１号で新しくまた行革委員会を継続するという設置が出ていますので、２番目の項目は差しおきまして、下水道事業に関しての質疑をさせていただきます。とりあえず行革委員会の皆さん、２０回の委員会ということで大変ご苦労さまでした。ご苦労さまでしたですけれども、先ほど産業経済常任委員会からの委員長報告にありましたけれども、この下水道事業に関して意見を常任委員会としてはつけさせていただきました。行財政改革特別委員会の中間報告を踏まえて、今度事業を適切に実施することと意見をつけたのですけれども、実はこの中間報告を入れるか入れないかについて、常任委員会でも議論がありまして、あくまでも１２月の行革委員会の報告は中間であって最終ではないと、きっと３月議会で、この議会で最終報告が出るはずだから、その最終報告の内容のほうが意見としてはふさわしいのではないかとということだったので、きょうの委員長の報告を見ますと、「所期の目的、役割は達成されたので、調査を終了する」と書かれております。なぜ我々常任委員会としても、この下水道事業に関しては非常に佐渡市の財政を左右する重要な事業であるので、どのような最終報告が出されるのかなと、もっと具体的な最終報告がきっと出るだろうというふうに期待して待っていたのですけれども、なぜ最終報告を

まず出さなかったのか、質問したいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 村川議員の質問にお答えします。

ある種の勘違いが生じたものと思われませんが、重要な課題を可及的速やかに審査し、報告するというところで、中間報告の形態ということでありましたが、その都度ごとに委員会全体の見解をまとめて報告をしたつもりでありますので、これそのものが委員会の最終的な結論であるというふうにご理解をいただいていたのですが、どうもそのようなご理解がいただけなかったということです。21年度予算について、下水道事業の予算については、本委員会の意向を尊重するという意見を意見として加えていただきましたので、その点を踏まえて申しますと、本委員会の意図したことについては、今最終報告で述べたとおりです。すべての下水道事業について、特に新規、継続を問わず、新しい工事等事業については、全面的に見直すということを提言しております。特に予算等、国県等の関係の中で、既に実は20年度に21年度の事業予算については、許認可等を得ているというふうな関係がございますが、それに本委員会としては接続率向上に向けた事前のアンケート調査を行って、その上で接続希望者が9割を超えない限り、実施については慎重に検討されたいということで申し述べています。ですので、入札等を経まして、工事の実施に当たっては当然村川議員の所属する産業建設委員会のほうに所管として出てくると思いますので、その時点でアンケートした結果としての接続率が平均値にも劣るような、あるいは我々が設定した9割との関係でいうと、5割と9割との関係の中でのそのラインをどの程度の状態で達成しているかによって、工事について凍結をするというような見解も示していただきたいというふうに思っております。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 実は常任委員会でも独自の意見をつけようという議論がありました。しかし、特別委員会のほうが上であるということで、特別委員会の意見を尊重しまして、このような内容になったわけなのですけれども、この12月の中間報告においても「原則来年度から新規、継続を問わず污水管渠の延伸工事を凍結し」云々と指摘されておるのですけれども、先ほどの緊急質問にもありましたように、平成21年度の下水道事業は既に始まっていますし、新年度も約15億8,000万の一般会計からの繰入金があり、公債費も13億8,000万と、このような非常に大きい金額になっております。しかし、この下水道事業を見た場合に、今は冷え切った佐渡における最大の公共事業としての貢献はしているのかもわかりませんが、今後のことを考えれば、この行財政改革委員会の中でも、できれば下水道事業という建設部に限った事業ではなくて、収支を含めて財政面の将来の見通しとか、それから環境、果たして下水道事業がこれだけ進んで、多分もう合併前からいくと、1,000億円以上の下水事業が投入されていると思うのです。その辺から含めて環境的にもどうなっているのかというようなことも特別委員会では審議をしてほしかったのですが、そのような審議というのはされたでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） お答えします。

意見書には文言化してありませんが、委員会内部ではこの経済不況下の中で、確かに下水道工事に依存

している島内の業者等のことを考えるべきだという意見もございました。事実執行部、所管部局からはそのような意味での重要性を持っているので、軽々に下水道事業をやめることは影響が大き過ぎるというふうな発言もありました。しかし、本委員会としては、下水道事業の持っている大義と、しかし本市の財政に与える大きな圧迫の点を考えますと、基本的には白紙にした上で見直すべきだということについての見解は変わっておりません。まさにこの下水道事業が繰り出している一般財政をもっと違った観点で佐渡市の経済の活況に振り向けていくぐらいの、そういった大胆な発想を執行部局に持ってもらうということを期待していたというのが本委員会の内実です。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 財政が厳しくなる佐渡市において、下水道事業と人件費というのは佐渡市の将来を左右するのではないかと思います。沈没するのか、あるいは活性化ある佐渡市に結びつけることができるのか、その辺のところに関して、私6月議会に執行部と、これは話してみたいと思いますので、質疑を終わらせてもらいます。

○議長（竹内道廣君） 次に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 田中委員長の委員会調査報告書について、1点だけただして、本来の調査報告書について触れてみたいと思うのです。

通告書にもあるとおりに、議員定数についての報告と条例改正についての記述がないと、これでは委員会の成果が不明である、具体的に指摘しておるのでありますが、場所はどこかという、議員定数に関するところの記述であります。これで事足り出せるというのであれば、少なくともこのようにならない。6月定例会においては、4年後の改選時の議員定数について現行の議員定数28人から4人減の24人にすべきとの調査結果報告並びに佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、特別委員会の賛同委員による発議案の提出を、ここから先です。提出を行い、条例の改正を実現したと、少なくともこういうことでなければ、これは私に言わせれば調査報告書の中で完全に委員会の意思を具体的に反映してあっても、これしかないのです。だったら、ここは過去形にして、条例の改正の実現を行ったとか、改正を実現したと、こういうふうにしなければならないのだが、見解を尋ねたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 加賀議員の質問についてお答えします。

長老議員からの質疑ですので、報告の域を脱しているかもしれませんが、成果と思われる事項についてご披露いたします。議会改革については、本委員会に付託された特命事項と承り、また行革断行した激励する立場の誠心の意を明らかにするという意味で、議員定数の削減について提言したものです。これを速やかに議員提案で条例化できたことは、議会の行革に取り組む意気込みを示したという意味で、議員各位の潔さに感謝する次第です。

あと行革に関連した事項についても本委員会報告を踏まえての改革が進行していると考えておりますが、小杉議員からの質疑もありますので、そこで言及させていただきます。

終わります。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 長老というのは、おれ嫌な言葉なのですけれども、長くおった者の意見として聞いてほしい。少なくとも今議会の先ほどの採決について、投票というのを封じて、自らの意思を起立採決で示したというところに大きな意味がある。議員は、いかなる問題についても自らの出処進退、考えを天下に披瀝してはばからないという、これが政治家の魂だと、こういうことを言ってこういうことになったとするならば、この委員長報告に重要な欠陥がある。どこかといえば、最後のところである。特別委員会の賛同委員による発議案の提出を行いとなっているのです。これは反対者がおったはずなのです。議員を4名減らすなどということは反対だという人もおったということの記述であろう。それならば、こう書かなければならない。特別委員会の賛同委員、加賀博昭ではありませんけれども、例えば○○議員の発議案によってこれが上程されて、条例の改正を見たというふうを書くのが、後世の諸君が見たときに、どういう経過であったということがこの報告で明らかになる。少なくとも議員というのは、そういう姿勢が大事だということを今回は貫いた。ちょっと要らぬことを言うようであるが、もし起立採決ができなかったときは、議会運営委員長長の首が飛ぶぞというような厳しい中で先ほどは起立採決をやったという、これは恐らく私が言わなければ記録に残らぬから、ついでに言うておくと、田中委員長に改めて申し上げたい。あなたの答弁は答弁として、少なくとも特別委員会が費用をかけて調査をしておるわけであるから、その大事な記述については、将来何人が見ても一目瞭然という調査報告書を残すことが大事である、こう申し上げて、反論があるならお伺いするが、あなたに改めて私の指摘についての感想を聞きたい。

以上。

○議長（竹内道廣君） 田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 私も控え目に、成果は述べないという姿勢を貫いておりましたが、長老から成果もきちんと述べていいよということでございますので、今後それを肝に銘じて取り組んでみたいと思います。どうもありがとうございました。

○27番（加賀博昭君） 終わります。大変よろしい、今の答弁は。

○議長（竹内道廣君） 次に、小杉邦男君の発言を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 激論があった後であります、私のほうから行政改革特別委員会最終報告について何点かをお聞きをいたしたい。これは市民の側でも相当関心を持っている事項が入っておりますので、改めて議論経過をお聞きをしたい。完結に答弁をお願いを申し上げたい。3点についてお聞きを申し上げたい。

まず1つは、議会機能の本庁移転の関係であります。現在ここで行われている佐和田が議会棟として機能しているわけではありますが、これを金井へ移しなさいと、こういう報告であります。私は、基本的にその必要はないと、こういう認識に立つものであります。どのような理由で、どのような議論経過を得てこのような報告に終結されたのか、その経過をお聞きをいたします。

2点目には、出先機関のあり方であります。両津、相川、南部の支所を地域行政センターとすると、こういう報告であります。ことしの4月から一部、3つの支所ではありますが、変わります。これがどういうふうな格好に変わるというふうなことで、深めた議論をしてこの結論をどのようにして出したのか。

それから、同じく2点目には、その他のところは、今度は行政サービスセンターに変わるわけです。それが、さらに地域支援センターというような名前が変わって、中身も一部報告書の中にあらわれておりますが、そのあたりがどういう議論経過を経てこのような格好に変更になると、そういうような結論を導き出したか、その議論経過をお聞きをいたしたい。

3点目には、職員数の関係、人件費も含めてであります。私は佐渡市は他市と比較をしまして、広大な面積を持つところである。これは全国でも有数な広大な面積を持つ、そこに居住区域は点々と点在をするものであります。したがって、類似団体比較はわかりますが、類似団体では比較が難しい、そういう特異な実態が私はあるだろうと、こう思います。そのあたりの比較条件の違いをきちんと把握をして議論をした結果、このような格好で大幅な職員の削減と人件費の縮減せよと、こういう結論を導き出したのか、そのあたりの経過をお聞かせを願いたい。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 小杉議員の質問に対するお答えをいたします。

小杉議員の実感としては、特に金井と佐和田に本庁と議会棟が離れていても支障を感じないということですが、これは実感の問題です。具体的な支障云々ということをおも言っておきません。地方自治の本旨に立ち返って、本来的にあるべき姿として、議会と行政とは二元代表制をもって成り立っている仕組みでありますので、それを具体的な姿として実現することが本来的であろうということで、このような見解を述べたものです。当然市長部局と議会とは互いに切磋琢磨し合って、緊張感を持って本市の市政の実行に邁進するということを望むときには、当然のことながら、同一場所に隣接し合うということがまことに理想的な姿だと思っておりますので、今後ともそれを追求していきたいと思っております。

第2点の支所の統廃合等の問題ですが、本議会で議案として上程をしております支所の統廃合、出張所の廃止と地域支援センターの配置ですが、本委員会が提言したのは役所は一つという考え方のもと、支所、出張所を廃止するという提言です。その上で、地域のニーズ、市政の円滑かつ効果的な実施に必要なならば、出先機関を設置することもやむを得ないということでもあります。したがって、今回の執行部提案は本委員会の考え方とは似て非なるものだと考えておりますので、換骨奪胎された事柄についてのご質問については、当該の所管の総務文教委員会の質疑の内容にゆだねたいと思っておりますので、お答えしかねます。

第3番目ですが、提言の際に添付した参考資料をご確認いただきたいと思っております。大分の資料を用意させていただきました。単純な類団比較によって考え方の整理をしたわけではないことがおわかりいただけたと思います。佐渡市があるべき姿を視野に置いて、合併という一大事業の影響下でないノーマルな自治体をセレクトし、その職員数や人件費等を精査し、その上で本市の固有の条件や特殊事情等を勘案して、妥当な指標を提示しているものであります。その意味で、甘いとの批判はあっても、決して厳しいという見積もりとは考えておりません。その点、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、再質問をいたしたいのですが、相当見解を異にする部分もありますが、

しかし住民の立場に立った場合には、行政改革は切ることばかりではないと私は思います。

それで、まず議会機能の金井移転であります。これは過般の本会議で私、一定の議論をいたした経過もありますが、やはりこれには費用が伴うものです。その費用を伴うのを幾らと把握をして、その議論はなかったのですか。このことだって住民としては非常に関心を持っておることでもあります。この間私の議論の中では、少なくとも1億5,000万か2億ぐらい改修がかかる、中に入っておるその職員はどこかに移しかえて確保しなければいかぬと、こういう問題も出てきます。それを含めれば、もっと費用はかかるでしょう。そのときに、私は佐和田へ来たらよかろうと、このようにも冷やかしたわけではありますが、ここでは十分な余裕があると、このようにも申し上げたところで、そのあたりの議論はやっぱり必要だと思えます。議論されたかどうか。

それから、値上げの関係は、私は市が今やったことについても地域住民の立場を考えると、工夫が要るという思いを強くしていますから、それよりもっと厳しくやろうと、甘いという、こういう認識に立った今答弁でありますので、私は住民サービスは明らかに縮減されますから、地域で。そのフォローが要ります。そのあたりは縮減する、その住民サービスに対するその対応策はあわせて議論をして結論を出す必要があると、そのあたりはどのような議論がされたかお聞きを申し上げたい。

それから、佐渡市は先ほど申し上げたように、具体的に言うと、この島の周りは280キロを超えます。この中で旧10カ市町村、そこの中に点々と大変な数の集落が所在をする、こういう状況の中である。人的サービスは、やはり必要であります。そういう意味からいうと、単純に職員半減ということではなくて、実態に合った工夫も私は要るだろうとさっきの話、合併もありましたから、私は合併が最大の要因なのです。ですから、もう一つ、そのことについて後ほど聞きたいと、こういうふうに思いますが、今申し上げた事柄について、私は重要なことだと思えます。その議論を抜かしてはいかぬと思えます。そのあたりはどのような議論がされましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） ご指摘の事項については、中間報告という形でございましたが、ご質疑をいただきました。そこでも丹念にお答えさせていただいた内容だと思えますので、改めてこの場でご説明するという事は時間の浪費かと思えますので、控えさせていただきたいと思えますが、1つだけ人件費等の問題含めた島内事情の特殊性や固有性の問題等についてだけ念押しをさせていただきます。

人件費の縮減あるいは職員数の削減については、本市の持っている、まさに合併の後遺症として喫緊に解決しなければならない重要課題です。本定例会においても一般質問及び常任委員会の質疑の中でもこの問題が最も声高に論議され、紛糾した問題だと思えます。先ほどの第1号議案についても、まさに14対13というような接戦の中で辛うじてクリアしたというふうな重大な、まさに議会を二分するような重要な問題でありますので、ここで本委員会の回答について論戦をし合うほどの時間的なゆとりも、それまでもないと思えますので、改めてそのような重要な問題を話し合える場を議会として持っていただいて、そこでお互いに議論を酌み交わしたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、最後であります。先ほど合併の話が出ましたので、この最大の要因は

合併なのです。合併の後遺症だと、全くそのとおりだと思います。一気に10カ市町村が用意ドンと職員集まったわけですから、多いのは当然であります。本来であれば、各地域に散らばって十分な行政サービスをしなればだめだ、できなければいけないと、それが本来の私は自治の本旨だと、地方自治の本旨だったのだと思うのです。ですから、そういう意味では、私は財政の問題も議論がされて、財政ありきで議論がされておりますが、ただ一面では必要です。ですが、私はこの財政の問題も合併時には財政がよくなるよと言ったでしょう、サービスはよくなると言ったではないですか。全くそうはならないと、この現実。このこともやはり行政改革の中で議論する必要があると私は思います。

そして、これは私が1つ申し上げておきたいのは、その議論はなかったと思いますが、私はこのような財政をよくなるという推進をした国、総務省の責任が改めて私は問われなければいけないと思います。大挙して、総務省へ何をやっておるのだと、優等生だとおだてて、佐渡の合併はこういう状態だと言って財政折衝をやるようなことをやる必要がある、そういう議論も財政改革の一つの委員会の議論の場だと私はこういうふうに思っています。それは答弁はしないでしょうから要りませんが、そのことを基本的に考えていく必要があります。答弁するならしてください。なければ終わります。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。行財政改革特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

---

### 日程第3 発議案第1号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、発議案第1号 佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第1号

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年3月25日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	”	村 川 四 郎
	”	中 川 直 美
	”	金 田 淳 一
	”	廣 瀬 擁

” 小 杉 邦 男  
” 田 中 文 夫  
” 根 岸 勇 雄

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

#### 記

#### 1 特別委員会の名称

佐渡市議会行財政改革特別委員会

#### 2 付託事項

市の行政組織及び市有財産管理に関すること

#### 3 委員の定数

8人

#### 4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

#### 5 費用

予算の範囲内

といたします。

先ほど前行革委員会の田中委員長から報告ありましたが、この委員会につきましては、それを受けて第2次行革委員会とするものでありますので、皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 発議案第1号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 行財政改革特別委員会委員の選任

○議長（竹内道廣君） 日程第4、行財政改革特別委員の選任を行います。

行財政改革特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

行財政改革特別委員会委員に

3番 中村剛一君	5番 金田淳一君	11番 中川隆一君
13番 中村良夫君	15番 田中文夫君	20番 猪股文彦君
24番 根岸勇雄君	25番 近藤和義君	

以上、8名を行財政改革特別委員会委員に選任をいたします。

ここで暫時休憩します。



午後 6時05分 休憩

---

午後 6時05分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開をいたします。

休憩中に行財政改革特別委員会が開会され、正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

行財政改革特別委員会委員長 田 中 文 夫 君  
副委員長 中 村 剛 一 君

以上であります。

---

日程第5 発議案第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第2号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成21年3月25日

提出者	佐渡市議会議員	若 林 直 樹
賛成者	”	中 川 隆 一
	”	松 本 正 勝
	”	中 村 剛 一
	”	中 村 良 夫
	”	金 子 健 治
	”	村 川 四 郎
	”	猪 股 文 彦
	”	川 上 龍 一

金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしを守る緊急対策

の強化を国に求める意見書

アメリカ発の金融危機が世界に広がり、わが国でも大手自動車メーカーなど製造業を中心に派遣労働者や期間工などの削減が、厚生労働省の調査で08年10月から09年3月までで8万5,000人にのぼることが明らかになっている。

新潟県内でも自動車関連やIT関連などの工場をはじめ、正規雇用・非正規雇用に関わらず労働者の人

員整理が広がっている。

よって、国においては次の措置が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 正規・非正規に関わらず、労働者に失業給付がされるように失業給付受給資格に必要な就労期間を緩和すること。また、「自己都合」の場合でも給付期間の上限を緩和すること
- 2 雇用保険未加入だった労働者を含め、失業者・求職者への生活援助制度をつくり、安心して希望する職業訓練が受けられる条件整備や、家賃補助、入居時の保証などを行うこと
- 3 非正規雇用の労働者を正社員に登用した中小企業には賃金の差額を助成すること
- 4 企業に社会的責任を果たさせること。また、便乗的な人員整理がないように強く指導・監督すること
- 5 ワーキングプアの解消に向けて、労働者派遣法等の抜本改正を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議案第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第3号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成21年3月25日

提出者	佐渡市議会議員	若林直樹
賛成者	〃	中川隆一
	〃	松本正勝
	〃	中村剛一
	〃	中村良夫
	〃	金子健治
	〃	村川四郎
	〃	猪股文彦

国による森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような時期に国有林野事業では「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定され、また旧独立行政法人緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき平成19年度末で解散、水源林造成事業等は独立行政法人森林総合研究所に継承させることとなった。

今後の林政の展開にあたって森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等においては、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与することができるよう、次の事項の実現を強く要請する。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の重要拡大対策の推進、および地域林業・木材産業の振興
- 3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保、および施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における公の関与の下での森林整備制度の創設
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 発議案第4号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔26番 祝 優雄君登壇〕

○26番（祝 優雄君）

発議案第4号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成21年3月25日

提出者	佐渡市議会議員	祝	優	雄
賛成者	〃	佐	藤	孝
	〃	金	光	英
	〃	猪	股	文
	〃	近	藤	和
	〃	中	川	直
	〃	小	杉	邦

市議会議員年金制度の安定的運営の確保に関する意見書

地方議会議員の年金制度は、40年を超える歴史を有し、退職後の議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしてきている。しかしながら、市町村議会議員の年金財政は、近年急激に悪化し、平成23年には積立金が枯渇し、破綻が確実視されている。

これは、平成の大合併の大規模かつ急速な進展等により、年金財政の支え手である市町村議会議員が短期間のうちに4割減少するとともに、年金受給者が2割増加したことによるものである。市議会議員年金では、議員が1割増加したものの、旧町村議会議員としての年金受給者の受入れ等により年金受給者が2倍以上へと大幅に増加し、1人の会員が3人の受給者を支える、極めて不均衡な状態にある。

合併特例法では、このような合併の進展に伴う市議会議員年金財政への影響に配慮するため、「その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところであり、平成18年の地方公務員等共済組合法の改正では、自助努力の限界ともいえる掛金の引上げ、給付の引下げを行うとともに、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が講じられたところであるが、この激変緩和措置では市議会議員年金財政の安定化を図るためには不十分であったと言わざるを得ない。

よって、国においては、国策として推進された市町村合併に身をもって協力した市議会議員の強い思いを厳粛に受けとめ、その責任において、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、早急に、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置を強化するなど市議会議員年金制度の安定的運営の確保に向けた適切な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、発議案第5号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔26番 祝 優雄君登壇〕

○26番（祝 優雄君）

発議案第5号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する決議について

上記の決議案を佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年3月25日

提出者	佐渡市議会議員	祝	優	雄
賛成者	〃	佐	藤	孝
	〃	金	光	英
	〃	猪	股	文
	〃	近	藤	和
	〃	中	川	直
	〃	小	杉	邦

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する決議

北朝鮮が国際海事機関に対し、4月4日から8日の間に人工衛星を打ち上げると通告したが、国際社会は人工衛星ではなく長距離弾道ミサイルではないかと危惧している。

当佐渡市においては、北朝鮮の国家的拉致により、曾我ミヨシ・ひとみさん親子が拉致被害に遭い、母ミヨシさんの行方は未だ不明のままである。

このような状況下で北朝鮮は、またもや世界平和を揺るがし、すべての弾道ミサイル計画の放棄を求めた国連安全保障理事会決議に違反するミサイル発射に踏み切る可能性がある。

この人工衛星と称する飛翔体は、佐渡の北方上空を通り過ぎ日本列島を飛び越えるとされており、切り離した1段目が佐渡若しくはその近海に落下してこないとも限らない極めて危険な状況でもある。

よって、政府におかれては、あらゆる外交ルートを通じて北朝鮮に発射の自制を求めるとともに、米国や韓国など関係諸国と協調し、情報の収集に努めることはもとより、状況に応じて適切な対応をとるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成21年3月25日

新潟県佐渡市議会

であります。賛同のほどよろしく願いをいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

日程第9 議案第89号

- 議長（竹内道廣君） 日程第9、議案第89号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） それでは、早速議案のご説明申し上げます。

議案第89号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員の任期が平成21年3月28日で満了となりますので、佐渡市新畑野財産区管理会条例第3条第2項の規定により、新たな委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

委員の氏名は、第1区、羽根悦郎氏、第2区、本間啓輔氏、第3区、猪俣昌志氏、第4区、小田五三夫氏、第5区、本間勝登氏、第6区、小田榮太郎氏、第7区、永田榮嗣氏の7名でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

- 議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第89号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案はこれに同意することに決しました。
- 

日程第10 議案第90号

- 議長（竹内道廣君） 日程第10、議案第90号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） それでは、議案第90号でございます人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間勝一氏の任期が平成21年6月30日をもって任期満了となるので、再任をお願いしたところ、引き受けていただける意向でございます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第90号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第11 議案第91号

○議長（竹内道廣君） 日程第11、議案第91号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第91号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、山本輝久氏の任期が平成21年6月30日をもって任期満了となるので、再任をお願いしたところ、引き受けていただける意向です。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第91号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第12 議案第92号

○議長（竹内道廣君） 日程第12、議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、高野智哉氏の任期が平成21年6月30日をもって任期満了となるので、再任をお願いしたところ、引き受けていただける意向です。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から

3年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第13 議案第93号

○議長（竹内道廣君） 日程第13、議案第93号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第93号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

佐渡市教育委員会委員、若林サカエ氏の任期が平成21年5月7日をもって任期満了となるので、その後任として堅野よし子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号 佐渡市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第14 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、佐渡市議会会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

---



## 日程第15 議員の派遣

○議長（竹内道廣君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。平成21年度においては、議員の識見を高め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するための先進地視察研修を原則として各常任委員会単位で行うこととし、研修の目的、視察先、参加人数、その他必要な事項については当該委員会等において協議、決定の上、議長許可の下に実施することと、議会の審査、調査等のために必要と認めるときは、議長は議会運営委員会の協議を経て議員を派遣することができるものとし、議員派遣の具体的事項に関しては変更も含め、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおりと決しました。

---

○議長（竹内道廣君） ここで執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

親松副市長。

〔副市長 親松東一君登壇〕

○副市長（親松東一君） お疲れのところ申しわけありません。私は、この3月31日をもちまして4年の任期が満了しますので、貴重なお時間をおかりしまして、退任のあいさつをさせていただきます。

任期の途中においては、とても長く感じた4年間でありましたが、こうして終わってみると、また感慨は異なるものがあります。人様の情けをしみじみ感じたこともありました。

この間、私の担当では合併で膨らんだ組織や機構の改革、指定管理者制度の導入あるいはガメラレーダーの配備、財政、建設計画の見直し、佐渡総合病院の移築など大きな事業がたくさんありました。その都度賛成、反対の中で戸惑っていたのも、今となっては思い出となってしまいました。おかげさまで、就任前はふさふさした黒髪も、このとおり寂しい数になってしまいました。しかし4月1日からまたふえてくることを期待をしております。

さて、佐渡市が合併してから5年が過ぎました。サービスは高いほうに合わせ、負担は低いほうに合わせなければ合併ができなかったというあの現実を、今ここに来てどのようにとらえればいいのでしょうか。駆け込み事業で膨らんだ建設計画、その裏づけとなる財政計画は見直しを重ねたものの、近い将来、また見直しが必要になろうかと思えます。

先ほどの委員長質疑にもありましたが、同規模の自治体に比べて職員数が多いという指摘があります。また、民間に比べて給与が高いという指摘もあります。しかし、佐渡市は佐渡市ならではの特殊事情があります。多いとか高いとかということを否定するわけではありませんが、その基準をどこに置くのか、適正数値は幾らにするのか、これには議会、執行部ともに共通した土俵をつくる必要があると思います。まず、それぞれが納得した基準をつくり、3年後とか5年後とか、あるいは10年後を見据え、ことしはどこまででどのようにするのかというような作業が必要になるのではないかと思います。

ただ、給与につきましては、すべてが高いということではなく、佐渡市も優秀な職員がたくさんおります。そのような職員には決して高くないと私は思っております。やる気のある職員、やる気のない職員と

の給与の差をつけるということも今後は必要でないかと思えます。

いろいろと申し上げましたが、くれぐれもご健康にはご留意ください。後ろのほうで大きな声を出すのが一番の健康法だということですが、確かにそのとおりだそうですが、しかしそれにつき合わされるものは少々不健康になりがちです。何事もほどほどがよいとのことだそうですが、今後もよろしくお願いをしたいと思います。

終わりにになりましたが、佐渡市のますますの発展と皆様方のご健勝を祈念しまして、退任のあいさつとさせていただきます。4年間、本当にいろいろありがとうございました。(拍手)

---

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成21年第2回市議会定例会閉会に際しまして一言ごあいさつ申し上げます。

最初に、議会から申し入れがありました、議会、委員会等においても質問や質疑に対して適切な答弁がなかなかできない、この問題の指摘を受けまして、今後も厳しく注意し、現在指示を与えたところがございます。

また、議員の皆さん方から一般質問や議案審議におけるご意見等につきましては、佐渡市が早急に取り組まなければいけない課題がたくさんございました。とりわけ人件費改革への必要性和深く受けとめまして、スピード感を持って検証し、対策を講じていく所存でございます。

長らく経済不況の中で、雇用不安など依然として厳しい現状の中で、国の第2次補正予算、これを受けての定額給付金の事業や地域活性化・生活対策臨時交付金関連事業など積極的に現在取り組み始めたところでございますし、雇用対策につきましても前回に続いて追加予算措置の準備を進めているところでございます。今後佐渡市の再生復興のため、佐渡市が持つ2つの宝、トキ、金山、それからそのほかにもたぐいまれなる誇りを持てるいろんな経営資源がございます。これらを有効利用して、地域経済の活性化に向けた積極的な取り組みを市民の皆さんと一体となって進めたいというふうに思っております。

ただいま親松副市長から、本当にこの4年間の思いがこもったあいさつをもらいました。この後副市長1人制でまいります。また、皆さん方のお力もいろいろおかりしなければいけません。皆さん方におかれましてはご健勝で、この後また一緒に議論ができますことを祈りまして、ごあいさつといたします。(拍手)

---

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成21年第2回佐渡市議会定例会を閉会といたします。

午後 6時32分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年3月25日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 川 上 龍 一

署 名 議 員 根 岸 勇 雄